



<https://www.jaeic.or.jp/>

令和8年3月
公益財団法人 建築技術教育普及センター

令和8年 二級建築士試験
木造建築士試験

実務経歴書・実務経歴証明書 作成ガイドブック

- 本ガイドブックは、初めて受験申込する方のうち、受験資格区分が「**実務のみ**」の方を対象とした実務経歴書・実務経歴証明書作成サイトを利用するためのものです。
- 実務経歴書・実務経歴証明書作成サイトは、**受験申込サイトではありません。**
実務経歴書・実務経歴証明書作成サイトで**実務経歴書・実務経歴証明書**を作成し、建築士試験の受験申込期間中に**インターネットによる受験申込**を行ってください。
- 実務経歴書・実務経歴証明書作成サイトで作成した**実務経歴書・実務経歴証明書**は、**建築士試験の受験**に使用するものであり、他の用途には使用できません。

目 次

1. はじめに	2
(1) 実務経歴書・実務経歴証明書の作成から提出までの流れ	2
(2) 実務経歴書及び実務経歴証明書の作成にあたっての注意事項	3
(3) システム利用にあたっての注意事項	3
2. 新規登録～マイページ作成	4
(1) 注意事項・同意事項の確認	5
(2) メールアドレス登録完了	6
(3) 基本情報の入力	7
(4) 入力内容の確認から登録完了まで	8
(5) マイページへのログイン、登録情報の変更・編集	9
3. 実務経歴書の作成	10
(1) 建築実務を経験した勤務先情報の入力	11
(2) 建築実務の内容（建築士法施行規則第一条の二）の入力	12
(3) 建築実務の詳細の入力	13
4. 実務経歴証明書の作成	16
(1) 実務経歴証明書の入力	16
(2) 出向先又は派遣先での建築実務を申請する場合	16
(3) 勤務先の属性に応じた証明者等について	17
①建築士事務所以外の法人・会社の場合	17
②建築士事務所の場合	18
③自営業・受験申込者本人が代表を務める法人・会社の場合	20
④倒産・廃業の場合	21
⑤その他（行政・教育機関等）の場合	22
5. 実務経歴書・実務経歴証明書の入力内容の確認・確定	23
6. 実務経歴書・実務経歴証明書の編集・追加	24
7. 実務経歴書・実務経歴証明書のPDF出力から印刷・提出まで	25
(1) 実務経歴書・実務経歴証明書のPDFファイルの出力	25
(2) 実務経歴書・実務経歴証明書の印刷・提出	26
資料 1 実務経験要件について	27
資料 2 建築実務の割合の考え方	33
資料 3 実務経歴書・実務経歴証明書の記入例	36
I. 実務経歴書の記入例	37
II. 実務経歴証明書の記入例	51
資料 4 受験申込書・証明書類の印刷～郵送手順	52
資料 5 実務経歴書の入力画面のイメージ・入力上の注意事項	53
資料 6 実務経歴書・実務経歴証明書に対する多い不備内容	56

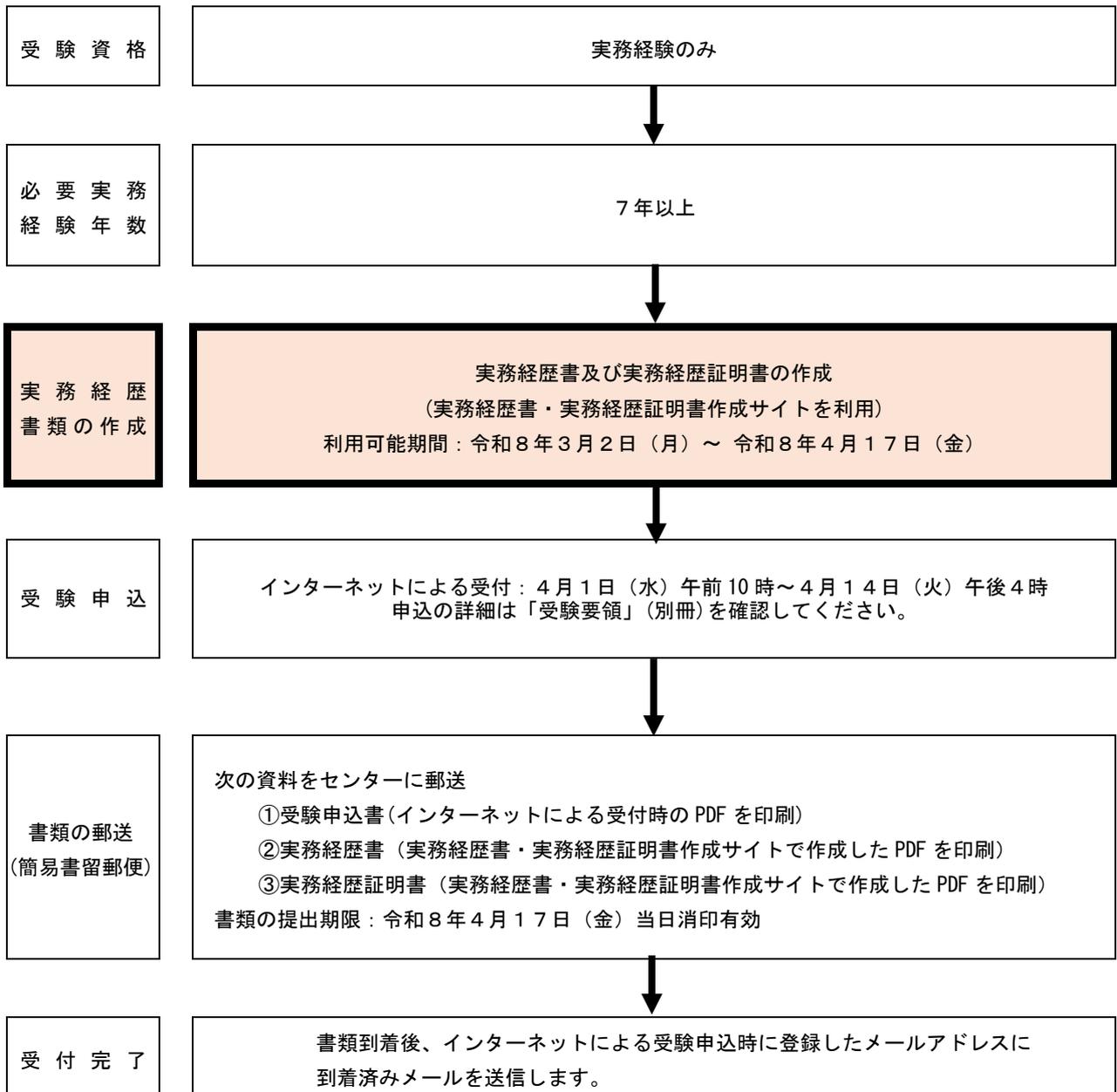
1. はじめに

(1) 実務経歴書・実務経歴証明書の作成から提出までの流れ



- 実務経歴書・実務経歴証明書作成サイトは、受験申込サイトではありません。実務経歴書・実務経歴証明書作成サイトで実務経歴書・実務経歴証明書を作成し、建築士試験の受験申込期間中にインターネットによる受験申込を行ってください。

 本ガイドブックの対象範囲



- 書類の提出期限(令和8年4月17日(金)当日消印有効)までに届かなかった場合は、受験ができません。

(2) 実務経歴書及び実務経歴証明書の作成にあたっての注意事項

- ▶ **建築実務の経験を7年以上有していない場合、受験ができません。**
「建築実務経験期間の総計」が7年以上になる必要があります。実務経験の勤務先が2社以上になる場合は、それぞれの勤務先での建築実務経験期間を合計して7年以上になる必要があります。7年未満の場合は、受験が認められません。
- ▶ **不正な申込が発生しています。**
建築士試験の受験申込において、受験資格に必要な実務経験がないにもかかわらず、勤務実態のない会社での建築実務経歴を記入し、加えて、その会社に所属する建築士を実務経歴証明者とした不正な申込が発生しています。
不正申込が発覚した場合、その受験者は、合格の取消し(合格していた場合)、その他一定期間の受験禁止等の処分が行われます。
- ▶ **勤務先毎に実務経歴書及び実務経歴証明書の提出が必要です。**
建築実務を行った勤務先が複数あり、それぞれの建築実務経歴をもって受験申込を行う場合は、勤務先毎の実務経歴書を作成し、勤務先毎の実務経歴証明書を提出してください。
- ▶ **実務経歴証明書は、証明者に実務経歴書の内容が事実と相違ないことを確認してもらったうえで、提出してください。**
受験資格審査に当たり、必要に応じて証明者（又は担当者）に電話等で確認します。その際証明者の承諾を得ずに提出したことが判明した場合は、実務経歴証明書は無効とするとともに、指定試験機関として所要の措置を講じます。また、虚偽の証明を行った場合、証明者は建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。

(3) システム利用にあたっての注意事項

①推奨環境について

●OS

- ・ Windows10 以上

●ブラウザ

- ・ Microsoft Edge (最新版)
- ・ Mozilla FireFox (最新版)
- ・ Google Chrome (最新版)

※動作確認済みブラウザでもご利用の環境、設定により、正しく表示されない場合や利用できない場合があります。

②メールアドレスについて

メールアドレスの登録が必須です。公益財団法人建築技術教育普及センターからのメール（ドメインは「@jaeic.or.jp」です。）を受信できる状態に設定してください。

③セッションタイムアウトについて

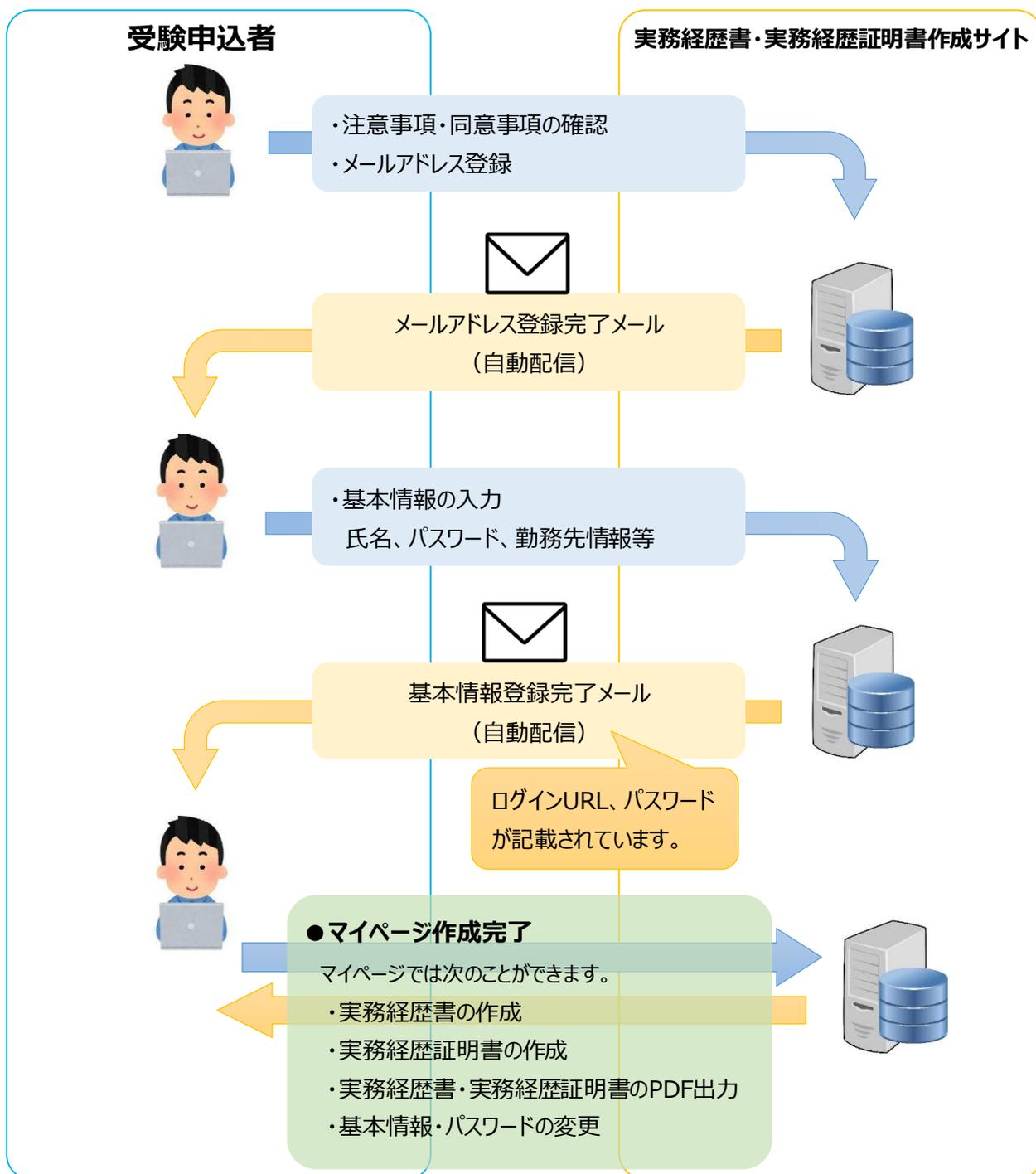
120分間画面を操作しないと、タイムアウトとなり強制的にログアウトとなります。その場合、それまでの入力内容は破棄されますのでご注意ください。こまめに入力内容を保存することをおすすめします。

2. 新規登録～マイページ作成

■メールアドレス登録からマイページ作成完了までの流れ

メールアドレスの登録が必須です。あらかじめセンターからのメール（ドメインは「@jaeic.or.jp」です。）を受信できる状態に設定してください。

提出された実務経歴書・実務経歴証明書に不備があった場合は、センターから受験申込時に登録されたメールアドレス宛に通知しますので、実務経歴書・実務経歴証明書作成サイトに登録するメールアドレスと受験申込時に登録するメールアドレスは、同じメールアドレスを使用することを推奨します。



(1) 注意事項・同意事項の確認

実務経歴書・実務経歴証明書作成サイトのメールアドレス登録を行います。以下のURLにアクセスし、「[新規登録の方](#)」へ進んでください。

■実務経歴書・実務経歴証明書作成サイトURL

<https://ks-koshu.jaeic.or.jp/jitumu/login.html>

新規登録の方

▼ 注意事項

- ・ 実務経歴書・実務経歴証明書作成サイトは、建築士試験受験申込サイトではありません。
実務経歴書・実務経歴証明書作成サイトで実務経歴書・実務経歴証明書を作成後、建築士試験の受験申込期間中にインターネットによる受験申込を行ってください。
- ・ 実務経歴書は勤務先（自営業を含む）ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について受験に必要な業務の内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求める場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、合格の取消し又は受験の禁止の処分を受ける場合があります。
- ・ 受験資格が「学歴+実務」の方は、このフォームが利用できませんので、センター本部にお問合せください。

▼ 同意事項

私は、二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したいので、建築実務の経歴を次のとおり記載し、併せて第三者が当該書類の内容が事実と相違ないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。

① 私は、記入事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

▼ メールアドレスの登録

下記入力フォームにご自身のメールアドレスを入力して「登録する」ボタンを押してください。
確認用メールアドレスは上のメールアドレスに入力間違いがないか確認するための入力欄です。同一のメールアドレスを入力してください。

【注意】

提出された実務経歴書・実務経歴証明書に不備があった場合、
受験申込時に登録されたメールアドレス宛に連絡しますので、必ず確認してください。

本サイトの利用方法は、[こちら（実務経歴書・実務経歴証明書作成ガイドブック）](#)をご覧ください。

②

メールアドレス

確認用メールアドレス

③

✓ 登録する

①注意事項、同意事項、メールアドレスの登録に関する注意事項を確認し、同意事項のチェックボックスにチェックを入れてください。

②送受信が確実にできるメールアドレスを入力してください。

※「確認用メールアドレス」欄にも同一のメールアドレスを入力してください。

③ **登録する** をクリックしてください。

(2) メールアドレス登録完了

メールアドレスの登録が完了すると、下記の画面が表示され、登録したメールアドレスに「【実務経歴書・実務経歴証明書作成】メールアドレス登録完了」のメールが自動送信されます。

登録完了

ご登録いただいたメールアドレス宛てにメールを送信しました。ご確認ください。
※環境によってメール受信に数分かかる可能性があります。予めご了承ください。

▼ **メールが届かないとき**

時間が経ってもメールが届かない場合は、

- ・迷惑メールフォルダに当メールが届いていないか
- ・ドメインが「@jaeic.or.jp」のメール受信を拒否していないか

等をご確認の上、解決しない場合は下記問い合わせ先までご連絡ください。

「【実務経歴書・実務経歴証明書作成】メールアドレス登録完了」のメールを受信後、24時間以内にメールに記載されたURLをクリックし、基本情報の登録を行ってください。24時間を経過した場合は、初めから再度メールアドレスの登録が必要となりますので、ご注意ください。

【実務経歴書・実務経歴証明書作成】メールアドレス登録完了

 公益財団法人 建築技術教育普及センター
宛先 [REDACTED]

実務経歴書・実務経歴証明書作成にご登録いただきありがとうございます。

下記 URL より基本情報の登録を行ってください。

[https://ks-koshu.jaeic.or.jp/dev/jitumu/regist.php?key=\[REDACTED\]](https://ks-koshu.jaeic.or.jp/dev/jitumu/regist.php?key=[REDACTED])

※こちらの URL は当メールが届いてから 24 時間有効です。

期限を過ぎますと再度メールアドレス登録が必要となりますのでご注意ください。

基本情報登録後にログイン用 ID・パスワードが発行されますので以降はログイン画面よりサイトアクセスが可能となります。

※このメールは送信専用のメールアドレスから配信されています。
ご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。

+++++

【公益財団法人 建築技術教育普及センターサイト】
<https://www.jaeic.or.jp/>

【当サイトに関するお問い合わせ】
公益財団法人 建築技術教育普及センター
<https://www.jaeic.or.jp/shiken/2k/2k-q/2kkmktoiwasesaki.html>

+++++

(3) 基本情報の入力

画面に沿って必要事項を入力してください。

基本情報登録	
*は必須項目です	
▼ 基本情報	
受験申込者氏名*	氏 <input type="text" value="建築"/> 名 <input type="text" value="太郎"/>
連絡先電話番号*	<input type="text" value="090"/> - <input type="text" value="1111"/> - <input type="text" value="1111"/>
メールアドレス	<input type="text" value="XXXXXXXXXX@XXXXXX.XX"/>
パスワード*	<input type="password" value="....."/> ※8文字以上25文字以内の半角英数字を指定してください
パスワード(確認用)*	<input type="password"/> ※確認用として上記パスワードと同じ内容を入力してください
▼ 現在の勤務先情報	
現在の勤務先がない方は、勤務先名を「なし」と入力し、勤務先住所・電話番号は自宅住所・電話番号を入力してください。	
勤務先名(部署名まで)*	<input type="text" value="株式会社試験工務店工事部"/>
勤務先住所*	郵便番号 <input type="text" value="〒 102"/> - <input type="text" value="0094"/> 住所自動検索
	都道府県 <input type="text" value="東京都"/>
	市区町村 <input type="text" value="千代田区"/>
	丁目・番地など <input type="text" value="紀尾井町○○"/>
勤務先電話番号*	<input type="text" value="03"/> - <input type="text" value="0000"/> - <input type="text" value="0000"/>
▼ 学歴	
最終学歴*	学校名 ※学部・学科・専攻・コースまで記入 <input type="text" value="試験高等学校普通科"/>
	入学年月 <input type="text" value="2010(H22)"/> 年 <input type="text" value="4"/> 月
	卒業年月 <input type="text" value="2013(H25)"/> 年 <input type="text" value="3"/> 月
	卒業・中退の別 <input type="text" value="卒業"/>
	昼夜間の別 <input type="text" value="昼"/>
	修業年限 <input type="text" value="3"/> 年制
<input type="button" value="入力内容の確認へ"/>	

現在の勤務先名は部署名まで入力してください。

「最終学歴」
最終学歴を入力してください。
「昼間の学校在学期間（中退者の在学期間を含む）」は実務経験期間に含めることができないため、中退した場合も記入してください。

必要項目を入力したら、 をクリックしてください。

(4) 入力内容の確認から登録完了まで

入力内容を確認し **内容を確定する** を、修正する場合は **戻る** をクリックしてください。
基本情報の登録が完了すると、「【実務経歴書・実務経歴証明書作成】基本情報登録完了」メールが自動送信されますので、大切に保管してください。

基本情報登録 | 入力内容の確認

入力内容に問題がなければ「内容を確定する」をクリックしてください。

▼ 基本情報

受験申込者氏名	建築 太郎
連絡先電話番号	090-1111-1111
メールアドレス	*****@*****.*****
パスワード	*****

▼ 現在の勤務先情報

勤務先名（部署名まで）	株式会社試験工務店工事部
勤務先住所	〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町〇〇
勤務先電話番号	03-0000-0000

▼ 学歴

最終学歴	学校名	試験高等学校普通科
	入学年月	2010(H22)年04月
	卒業年月	2013(H25)年03月
	卒業・中退の別	卒業
	昼夜間の別	昼
	修業年限	3年制

戻る

内容を確定する

基本情報登録 | 登録完了

ご登録されているメールアドレス宛てにログイン用ID・パスワードを送信しました。ご確認ください。
※環境によってメール受信に数分かかる可能性があります。予めご了承ください。

今後はログイン画面よりログインしていただくことで、いつでも基本情報・実務経歴書の編集が可能です。

マイページトップへ

マイページトップへ をクリックすると、マイページへアクセスできます。

(5) マイページへのログイン、登録情報の変更・編集

マイページが作成されると、「既に登録済みの方」からログインすることができます。また、基本情報登録完了メールに記載のURLからもアクセスできます。

トップ画面

新規登録の方

▼ 注意事項

- ・実務経歴書は勤務先（自営業を含む）ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について受験に必要な業務の内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や経義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求める場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、合格の取消し又は受験の禁止の処分を受ける場合があります。
- ・受験資格が「学歴+実務」の方は、このフォームが利用できませんので、センター本部にお問合せください。

▼ 留意事項

私は、二級建築士試験又は一級建築士試験を受験したいので、建築実務の経歴を次のとおり記載し、併せて第三者が当該書類の

既に登録済みの方

ログインID（ご登録されたメールアドレス）とパスワードをご入力の上、「ログインする」ボタンをクリックしてください。

ログインID

パスワード

ログイン

「【実務経歴書・実務経歴証明書作成】基本情報登録完了」メール

マイページ

【注意】

- ・実務経歴書・実務経歴証明書に不備があった場合、受験申込時に登録されたメールアドレス宛に連絡します。
- ・メールが届かないことがないよう『迷惑メール設定』『受信拒否設定』『指定ドメイン受信設定』などの設定内容を確認し、当方からのメール（ドメインは「@jaeic.or.jp」です。）が受信できる状態にしてください。
- ・指定された期日までに提出されない場合には「受験資格なし」となります。

▼ **基本情報の編集と変更**

基本情報の編集 **パスワードの変更**

▼ **実務経歴書・実務経歴証明書の編集と削除** ※入力方法は、[こちら（実務経歴書・実務経歴証明書作成ガイドブック）](#)をご覧ください。
※実務経歴書・実務経歴証明書に対する多い不備内容は、[こちら](#)をご覧ください。
※1件目の入力完了するまで、2件目以降は追加できません。なお、建築実務経験期間の総計が7年を超えると追加できなくなります。

» 実務経歴書を追加する **追加**

▼ **実務経歴書・実務経歴証明書のPDF出力** ※建築実務経験期間の総計が7年を満たさないと、PDF出力できません。

実務経歴書・実務経歴証明書のPDF出力

実務経歴書・実務経歴証明書作成サイトで作成した実務経歴書・実務経歴証明書は、建築士試験の受験に使用するものであり、他の用途には使用できません。

基本情報・パスワードを変更したい場合は、マイページから編集することができます。

3. 実務経歴書の作成

マイページへログインし、「実務経歴書・実務経歴証明書の編集と削除」から **追加** をクリックしてください。

マイページ

【注意】

- ・ 実務経歴書・実務経歴証明書に不備があった場合、受験申込時に登録されたメールアドレス宛に連絡します。
- ・ メールが届かないことがないよう『迷惑メール設定』『受信拒否設定』『指定ドメイン受信設定』などの設定内容を確認し、当方からのメール（ドメインは「@jaeic.or.jp」です。）が受信できる状態にしてください。
- ・ 指定された期日までに提出されない場合には「受験資格なし」となります。

▼ **基本情報の編集と変更**

基本情報の編集

パスワードの変更

▼ **実務経歴書・実務経歴証明書の編集と削除** ※入力方法は、[こちら（実務経歴書・実務経歴証明書作成ガイドブック）](#)をご覧ください。
※実務経歴書・実務経歴証明書に対する多い不備内容は、[こちら](#)をご覧ください。
※1件目の入力完了するまで、2件目以降は追加できません。なお、建築実務経験期間の総計が7年を超えると追加できなくなります。

» 実務経歴書を追加する

追加

▼ **実務経歴書・実務経歴証明書のPDF出力** ※建築実務経験期間の総計が7年を満たさないと、PDF出力できません。

実務経歴書・実務経歴証明書のPDF出力

実務経歴書・実務経歴証明書作成サイトで作成した実務経歴書・実務経歴証明書は、建築士試験の受験に使用するものであり、他の用途には使用できません。

(1) **建築実務を経験した勤務先情報** の入力

建築実務を経験した勤務先の情報を入力してください。受験申込時点で申請する実務を行った部署・支社・支店等を異動等した場合、実務を行った当時の部署・支社・支店等を入力してください。

複数の勤務先における建築実務経験をもって受験申込する場合、新しい勤務先から順番に（直近から遡って）入力を進めてください。

実務経歴書の編集

- ・ *は必須項目です
- ・ 120分間画面を操作しないとタイムアウトとなり、それまでの入力内容が破棄されますのでご注意ください。
- ・ 実務経歴証明書は、画面最下部に入力欄があります。

▼ **建築実務を経験した勤務先情報**

建築実務を経験した勤務先名*	<input type="text" value="株式会社試験工務店"/>									
部課名*	<input type="text" value="工事部"/>									
勤務先の属性*	<input type="text" value="建築士事務所以外の法人・会社"/>									
勤務先住所*	郵便番号	<input type="text" value="〒 100 - 1000"/>	<input type="button" value="住所自動検索"/>							
	都道府県	<input type="text" value="東京都"/>								
	市区町村	<input type="text" value="〇〇区"/>								
	丁目・番地など	<input type="text" value="〇〇町〇-〇"/>								
在職期間*	<input type="text" value="2018(H30)"/>	年	<input type="text" value="4"/>	月	～	<input type="text" value="2024(R6)"/>	年	<input type="text" value="6"/>	月	6年3ヶ月
当該勤務先で担当した実務件数（物件数・案件数）*	<input type="text" value="16"/> 件									

① **建築実務を経験した勤務先名・部課名**

建築実務を経験した勤務先名・部課名を入力してください。出向先又は派遣先の法人等において行った実務経験を申請する場合、**実務を行った出向先又は派遣先の法人等の名称**を入力してください。

② **勤務先の属性**

当該勤務先の属性を選択肢から選択してください。

勤務先の属性（選択肢）	該当する勤務先
本人が代表者（自営業者、個人事業主、会社等の代表者）の会社等	受験申込者本人が代表者（自営業者、個人事業主、会社等の代表者）である勤務先
建築士事務所以外の法人・会社	建築士事務所登録されていない勤務先 ※建築士事務所登録されていない一般的な株式会社・有限会社等の場合はこちらを選択してください。
建築士事務所	建築士事務所登録されている勤務先・部署
倒産・廃業	既に倒産・廃業している勤務先 ※倒産年月も入力してください。
その他（行政・教育機関等）	行政機関・独立行政法人・教育機関等

③ **在職期間**

実務を経験した勤務先に入社した年月と退職した年月を選択してください。現職の場合は、「学科の試験」の前月まで選択できます。

④ **当該勤務先で担当した実務件数**

当該勤務先の在職期間中に担当した建築実務の物件数・案件数を入力してください。

(2) 建築実務の内容（建築士法施行規則第一条の二）の入力

▼ 建築実務の内容（建築士法施行規則第一条の二）

*①～③いずれかは選択必須。また選択された対象の期間も選択必須となります。
在職期間内、かつその実務が認められている期間のみ選択できます。

① 令和2年3月1日以降に 経験した建築実務の内容	建築実務の内容	(施工管理や大工)建築工事の施工の技術上の管理に関する実務		
	建築実務を 経験した期間	2020(R2) 年 3 月 ~ 2024(R6) 年 6 月	4年4ヶ月	
	地位職名(任意)	主任		
② 平成20年12月～令和2年2月の 間に経験した建築実務の内容	建築実務の内容	(施工管理や大工)建築工事の施工の技術上の管理に関する実務		
	建築実務を 経験した期間	2018(H30) 年 4 月 ~ 2020(R2) 年 2 月	1年11ヶ月	
	地位職名(任意)			
③ 平成20年11月以前に 経験した建築実務の内容	建築実務の内容	--選択--		
	建築実務を 経験した期間	--年-- 年 --月-- 月 ~ --年-- 年 --月-- 月	0年0ヶ月	
	地位職名(任意)			

① 建築実務の内容

資料1「実務経験要件について」(p.27)を確認し、プルダウンリスト（「実務経験に該当する例」の例示の中の水色塗り部）から選択してください。『①令和2年3月1日以降』、『②平成20年11月28日～令和2年2月29日』、『③平成20年11月27日以前』の3つの期間において、認められる建築実務の内容が異なります。

それぞれの期間において経験した「建築実務の内容」を選択してください。

② 建築実務を経験した期間

「建築実務を経験した期間」は当該勤務先の在職期間内で、かつ、その実務が「実務経験要件」に認められている期間のみ選択できます。（対象外とされている実務は選択できません。）



- 「建築実務を経験した期間」は、当該勤務先の「在職期間」ではありません。
選択した「建築実務の内容」を行った期間を入力してください。
- 在職期間外の期間は選択できません。

③ 地位職名

①で入力する建築実務を行った際の地位職名を入力してください。地位職名が無い場合は、空欄にしてください。

(3) 建築実務の詳細 の入力



- 申請する実務は、担当した物件・案件ごとに新しい順に入力してください。
- 入力が終わると、次の入力欄が展開できます。（入力欄は（8）まで表示されます。）
- 申請する建築実務が9件以上ある場合は、（1）～（7）を入力した場合に限り、8件目以降の建築実務を（8）の欄にまとめて入力できます。（記入例は、p48 参照）

①実務経験の対象となる業務

(1)
- CLOSE

実務経験の対象となる期間

◎ ①令和2年3月以降 ○ ②平成20年12月～令和2年2月 ○ ③平成20年11月以前

※ チェックを解除

実務経験の対象となる業務

実務経験の対象となる期間にチェック

選択

①

開始

0年0ヶ月

実務経験の対象となる業務

該当するものをひとつ選択してください。

選択	コード	実務経験の対象となる業務
選択	5C-01	<ul style="list-style-type: none"> * 建設業法別表第一に掲げる建築一式工事の施工管理 ・ 原則として元請が実施する施工の技術上の管理（施工管理業務は一つの工程を担当する業務を含む。また特定の工程でなく品質管理・工程管理・安全含む。） ・ 原則として元請が本社等において施工現場と協業して実施する施工の技術上の管理 例示としては、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画・工程管理・施工管理業務 ・ 品質管理業務 ・ 安全衛生管理業務 ・ 環境管理業務 ・ 施工技術指導・協力業務（技術研究所等が具体的建築物において施工現場と協業する業務を含む。） ・ 情報化施工技術活用（開発・推進）業務 ・ 発注・調達業務 ・ 原価管理業務 など * 建設業法別表第一に掲げる大工工事の施工管理
選択	5C-02	<ul style="list-style-type: none"> ●コード：5C-02～08の工事 * 建設業法別表第一に掲げる次の専門工事（建築物に係るものに限る。）の施工管理（プレキャストコンクリートの柱・梁等の設置工事、鉄骨工事、カーテンウォール工事については、における品質管理（製作図に基づき品質管理業務を実施している場合に限る。）を含む。） ・ とび、土工、コンクリート工事（鉄骨組立工事、プレキャストコンクリートの柱・梁等の設置工事に限る。）
選択	5C-03	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイル、れんが、ブロック工事
選択	5C-04	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鋼構造物工事（鉄骨工事に限る。）
選択	5C-05	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄筋工事

実務経験の対象となる期間にチェックした後、**選択**をクリックすると、(2)「建築実務の内容（建築士法施行規則第一条の二）」で入力した内容に応じた実務経験の対象となる業務のリストが表示されます。

リストの中から、経験した対象実務をひとつ選択してください。

■コードについて

選択した対象実務に対応したコードが実務経歴書に自動反映され、コード記号によって入力できる実務経験期間（「開始年月～終了年月」）が以下のように制限されます。

A：『平成20年11月27日以前』

B：『平成20年11月28日～令和2年2月29日』

C：『令和2年3月1日以降』

実務を行った時期により、適用されるコードが異なりますので、ご注意ください。

例)「建築一式工事等の施工管理業務」を担当した場合

A 期間（平成20年11月27日以前）の実務 **4 A-0 1**

B 期間（平成20年11月28日～令和2年2月29日）の実務 **4 B-0 1**

C 期間（令和2年3月1日以降）の実務 **5 C-0 1**

を選択してください。

②建築工事の種類

実務経験の対象となる業務 **選択** *建設業法別表第一に掲げる建築一式工事の施工管理・原則として元請が実施する施工の技術上の管理（施工管理業務は一つの工種を担当する業務を含む。また特定の工種でなく品質管理・工程管理・安全管理等を担…

【5C-01】を選択

建築工事の種類 --選択--

開始年月～終了年月 --選択--
1. 建築一式工事
2. 大工工事

0年0ヶ月
重複期間は自動で減ぜられます

①で選択した対象実務によって、②**建築工事の種類**の選択が必要なものがあるので、該当するものを選択してください。

例) 上図では、【5C-01】の実務を選択した場合に、表示されるプルダウンリストです。

(1) - CLOSE

実務経験の対象となる期間 ①令和2年3月以降 ②平成20年12月～令和2年2月 ③平成20年11月以前
* チェックを解除

実務経験の対象となる業務 **選択** *建設業法別表第一に掲げる建築一式工事の施工管理・原則として元請が実施する施工の技術上の管理（施工管理業務は一つの工種を担当する業務を含む。また特定の工種でなく品質管理・工程管理・安全管理等を担…

建築工事の種類 1. 建築一式工事

開始年月～終了年月 2023(R5) 年 1 月 ~ 2023(R5) 年 3 月
建築実務の割合 100 %
0年3ヶ月
重複期間は自動で減ぜられます

物件の名称等 ○○邸

物件の所在地 (市区町村までは記入) ○○県○○市

工事種別 新築工事

物件情報
用途 専用住宅
構造 木 造
階数 2 階建
延べ面積 100 m² (数字を区切るためのカンマは入力できません。)

実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に) 住宅の新築工事において、建築一式工事の施工管理のうち、全工程の工事（基礎工事から内装仕上工事）を担当した。
※150文字以内

③開始年月～終了年月

当該建築実務を行った期間を入力してください。

④建築実務の割合 建築実務の割合の考え方については [こちら（資料2）\(p.33\)](#)

③の期間内に対象実務のみを行った場合は「100%」と入力してください。建築実務の割合とは、受験申込者が勤務する会社の月の就業時間内において対象実務に従事した割合です。この割合は、対象実務に対してどの程度寄与していたかを示す割合ではありません。

期間内に対象外実務を並行して行った場合や、時短勤務等（パートタイム、アルバイト含む）で従事した場合は、[こちら（資料2）\(p.33\)](#)を確認のうえ建築実務の割合を入力してください。

■対象実務を行った期間は自動計算されます。対象実務を行った期間が重複する場合、二重、三重で計上することはできず、自動で減ぜられます。

⑤ 物件に関する情報

画面に沿って建築実務を行った物件の情報を入力してください。 **実務経歴書記入例 (p. 36)**

※設計、積算、工事監理、施工管理、営繕業務、具体的な内容・数値を必ず入力してください。 (不明な場合は、建築実務として認められません。)

・「物件の名称等」

物件の名称を入力してください。

例) 「佐藤邸」、「パークマンション」、「A邸」、「Bマンション」等 ※イニシャルでも可

建築実務が物件名で示せない行政関連等の実務の場合は、行った建築実務の内容を簡潔に入力してください。

・「物件の所在地」

物件の所在地を入力してください。守秘義務等の都合で書けない場合でも、市区町村名までは入力してください。所在地が示せない建築実務 (建築教育に関する実務、大学院の課程におけるインターンシップ等の場合) は「— (ダッシュ)」を入力してください。

・「工事種別」

施工管理、設計、工事監理、指導監督の業務の場合、工事種別を選択してください。特定の工事種別を示せない建築実務は「— (ダッシュ)」を選択してください。

・「用途」

物件の用途を入力してください。

例) 「専用住宅」、「共同住宅」、「事務所ビル」等

特定の用途を示せない建築実務は「— (ダッシュ)」を入力してください。

・「構造」

物件の構造を入力してください。

例) 「木造」、「鉄骨造」、「鉄筋コンクリート造」等

特定の構造を示せない建築実務は「— (ダッシュ)」を入力してください。

・「階数」

物件の階数を入力してください。建築教育、建築行政(確認審査業務等)等に係るもので特定の階数を示せない場合は、建築実務は「1」を入力してください。

・「延べ面積」

物件の延べ面積を入力してください。建築教育、建築行政(確認審査業務等)等に係るもので特定の延べ面積を示せない場合は、建築実務は「1」を入力してください。

⑥ 実務経験の対象となる業務の内容

受験申込者が担当した業務内容を具体的にしてください。(150文字以内)

記入例を参考にして正確に入力してください。 **実務経歴書記入例 (p. 36)**

■ (1) ~ (8) の入力欄まで同様に入力を進めてください。

申請する建築実務が9件以上ある場合、8件目以降の建築実務は(8)の欄にまとめてしてください。

実務経歴書記入例⑪ (p. 48)

担当した物件数、案件数により、必ずしも全ての欄に入力する必要はありません。



▶ 対象ではない実務がされている場合、受験資格審査においてその期間の年月数は除外されます。結果的に建築実務経験期間の総計が7年に満たない場合は、受験が認められません。

4. 実務経歴証明書の作成

➤ 実務経歴証明書は、証明者に、実務経歴書の内容が事実と相違ないことを確認してもらったうえで、実務経歴証明書を提出してください。



➤ 実務経歴証明書については、審査に当たり、必要に応じて証明者（又は担当者）に電話等で確認します。その際、証明者の承諾を得ずに提出したことが判明した場合は、その実務経歴証明書は無効とするとともに、指定試験機関として所要の措置を講じます。

➤ 虚偽の証明を行った場合、証明者は建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。

(1) 実務経歴証明書の入力

入力内容は、3. (1) ①で選択した **勤務先の属性** により異なります。該当する勤務先の属性を下記より選択し、該当するページの案内・説明に沿って入力してください。

①建築士事務所以外の法人・会社

[こちら \(p. 17\)](#)

②建築士事務所

[こちら \(p. 18\)](#)

③本人が代表者（自営業者、個人事業主、会社等の代表者）の会社等

[こちら \(p. 20\)](#)

④倒産・廃業

[こちら \(p. 21\)](#)

⑤その他（行政・教育機関等）

[こちら \(p. 22\)](#)

それぞれの勤務先の属性ごとの案内に沿って入力完了したら、[こちら \(p. 23\)](#) を参照し、入力内容の確認へ移ります。

- 実務経歴書及び実務経歴証明書は、受験申込者が作成しますが、**事前に、証明者及び担当者の氏名、連絡先等の必要な情報を確認の上、作成**してください。作成後は、実務経歴の内容について証明者の確認・承諾を得てください。
- 転職等している場合、前職での実務経験をもって受験申込する際は、前職の勤務先から証明を受け、実務経歴証明書を提出することが必要です。
- 既に退職等して在職当時と現在で勤務先名が変更している場合は、特記事項欄にその旨を入力してください。[記入例はこちら \(p. 51\)](#)
- 勤務先の属性により、認められる証明者が異なります。認められない証明者からの証明である場合は、書類不備となり、再提出が必要となります。また、**受験申込者本人による証明はいかなる場合も認められません。**

(2) 出向先又は派遣先での建築実務を申請する場合

出向先又は派遣先の法人等において行った建築実務経験を申請する場合は、実務を行った出向先又は派遣先の法人等の4. (1) **勤務先の属性** に応じた証明者の名義で実務経歴証明書を提出してください。

(3) 勤務先の属性に応じた証明者等について

①建築士事務所以外の法人・会社

赤枠内は必須項目です。適切に入力・選択してください。

以下項目の入力が完了したらこちらへ

建築実務を経験した勤務先が「建築士事務所以外の法人・会社」の場合、認められる証明者は、

【受験申込者が所属する法人・会社の代表者（又は代表権を持つ役員）】です。

- 一般的に株式会社の場合には、法人の代表者とは社長や副社長のような代表権を持つ役員に限定されます。このため、建設業法上の営業所として請負契約の権限がある支店長等や、会社法上の支配人として登記されている支店長等は、証明者とは認められません。
- ○○建設一級建築士事務所、○○ハウス一級建築士事務所等の設計部門に所属されている方は、②建築士事務所による証明書を作成してください。



➤ 同僚、上司（課長、部長等）、代表権を持たない役員等は、証明者として認められません。

法人名・会社名		株式会社試験工務店	
建築士事務所登録番号 ※勤務先が建築士事務所の場合のみ	都道府県	-都道府県-	
入 力 不 要		登録番号	
証明者氏名（受験申込者本人は不可）		氏 試験	名 一郎
役職名		代表取締役社長	
受験申込者と証明者の関係		受験申込者が所属する/していた法人の現代表者	
証明者の建築士免許登録番号 ※証明者が建築士の場合のみ	免許種別	-選択してください-	
入 力 不 要		免許番号	
法人・会社の所在地	郵便番号	〒 102 - 0094	住所自動検索
	都道府県	東京都	
	市区町村	千代田区	
	丁目・番地など	紀尾井町○○	
担当者	部署	工事部	
	氏名	氏 技術	名 次郎
	電話番号	03 - 0000 - 0000	
特記事項 ※勤務先名が吸収合併などで変更している場合は記入してください。			

実務経歴証明書の内容等に関する問合せ先の担当部署・担当者氏名・連絡先を入力してください。
※受験申込者本人は認められません。

既に退職等して、在職当時と現在で勤務先名が変更している場合はその旨を入力してください。
例) 平成○○年 吸収合併により社名変更
○○株式会社 ⇒ ××株式会社

上記項目の入力が完了したらこちらへ

②建築士事務所

赤枠内は必須項目です。適切に入力・選択してください。

以下項目の入力が完了したらこちらへ

建築実務を経験した勤務先が「**建築士事務所**」の場合、認められる証明者は以下のいずれかです。

- (1) 受験申込者が所属する建築士事務所の「開設者」
 - (2) 受験申込者が所属する建築士事務所の「管理建築士」
 - (3) 受験申込者が所属する建築士事務所の「所属建築士」
- 建築士事務所では建築実務を行った場合（施工管理、調査・評価等の業務も含む）は、必ず建築士事務所による証明書を作成してください。また、〇〇建設一級建築士事務所、〇〇ハウス一級建築士事務所等といった、設計部門等に所属されている方も、本記入例に基づき作成してください。
 - 実務経歴証明書を作成する時点で、既に申請する実務を行った支店等を異動した場合は、申請する実務を行った支店等における開設者又は管理建築士又は所属建築士を証明者としてください。



➤ 代表取締役社長等であっても、開設者又は建築士ではない場合は、証明者として認められません。

証明者が建築士資格を持たない「建築士事務所の開設者」である場合は入力不要。

法人名・会社名	株式会社試験建築士事務所		
建築士事務所登録番号 ※勤務先が建築士事務所の場合のみ	都道府県	東京都 ▼	
	登録番号	第○○○○号	
証明者氏名 (受験申込者本人は不可)	氏	試験	名 一郎
役職名	設計部長		
受験申込者と証明者の関係	受験申込者が所属する/していた建築士事務所の管理建築士 ▼		
証明者の建築士免許登録番号 ※証明者が建築士の場合のみ	免許種別	二級建築士 ▼	
	都道府県* (二級・木造のみ)	東京都 ▼	
	免許番号	第○○○○号	
法人・会社の所在地	郵便番号	〒 102 - 0094	住所自動検索
	都道府県	東京都 ▼	
	市区町村	千代田区	
	丁目・番地など	紀尾井町○○	
担当者 (受験申込者本人は不可)	部署	設計部	
	氏名	氏 技術	名 次郎
	電話番号	03 - 0000 - 0000	
特記事項 ※勤務先名が吸収合併などで変更している場合は記入してください。			

既に退職等して、在職当時から勤務先名が変更している場合はその旨を入力してください。

例) 平成○○年 吸収合併により社名変更
○○株式会社 ⇒ ××株式会社

実務経歴証明書の内容等に関する問合せ先の担当部署・担当者氏名・連絡先を入力してください。※受験申込者本人は認められません。

上記項目の入力が完了したらこちらへ

③本人が代表者（自営業者、個人事業主、会社等の代表者）の会社等

赤枠内は必須項目です。適切に入力・選択してください。

以下項目の入力が完了したらこちらへ

建築実務を経験した勤務先が「本人が代表者（自営業者、個人事業主、会社等の代表者）の会社等」の場合、認められる証明者は以下のいずれかです。

- (1) 受験申込者が代表を務める会社の所属建築士
- (2) 申請する実務に関わる業務を発注した法人（取引先）の現代表者（又は代表権のある役員）
- (3) 業務を把握する建築士

証明者が所属する法人名・会社名を入力してください。

(2) の場合で、証明者が建築士資格を有していない場合は、入力不要。

法人名・会社名		株式会社試験工務店	
建築士事務所登録番号 ※勤務先が建築士事務所の場合のみ	都道府県	東京都	入 力 不 要
登録番号	登録番号	第○○○○号	
証明者氏名 (受験申込者本人は不可)		氏 試験	名 一郎
役職名		設計部部长	
受験申込者と証明者の関係		受験申込者の業務を把握する建築士	
証明者の建築士免許登録番号 ※証明者が建築士の場合のみ	免許種別	一級建築士	
	免許番号	第××××号	
法人・会社の所在地	郵便番号	〒 102 - 0094	住所自動検索
	都道府県	東京都	
	市区町村	千代田区	
	丁目・番地など	紀尾井町○○	
担当者 (受験申込者本人は不可)	部署	設計部	
	氏名	氏 試験	名 一郎
	電話番号	03 - 0000 - 0000	
特記事項 ※勤務先名が吸収合併などで変更している場合は記入してください。	実務経歴証明書の内容等に関する問合せ先の担当部署・担当者氏名・連絡先を入力してください。※受験申込者本人は認められません。		



➤ 受験申込者本人が法人・会社の代表者であっても、受験申込者本人は、証明者として認められません。

上記項目の入力が完了したらこちらへ

④倒産・廃業

以下項目の入力が完了したらこちらへ

赤枠内は必須項目です。適切に入力・選択してください。

建築実務を経験した勤務先が既に倒産・廃業している場合は、受験申込書、実務経歴書及び実務経歴証明書と併せて、当該勤務先に所属していたことを証する書類の提出が必要です。

■ 証明書類の例

- ・ 源泉徴収票の写し
- ・ 社会保険加入記録の写し



▶ 倒産・廃業している場合であっても、受験申込者本人は、証明者として認められません。

法人名・会社名		株式会社試験工務店	
建築士事務所登録番号 ※勤務先が建築士事務所の場合のみ	都道府県	--都道府県--	
	登録番号		
証明者氏名 (受験申込者本人は不可)	氏		名
役職名	入力不要		
受験申込者と証明者の関係	--選択してください--		
証明者の建築士免許登録番号 ※証明者が建築士の場合のみ	免許種別	--選択してください--	
	免許番号		
法人・会社の所在地	郵便番号	〒 102 - 0094	住所自動検索
	都道府県	東京都	
	市区町村	千代田区	
	丁目・番地など	紀尾井町〇〇	
担当者 (受験申込者本人は不可)	部署		
	氏名	入力不要	
	電話番号		
特記事項 ※勤務先名が吸収合併などで変更している場合は記入してください。			
建築実務を経験した勤務先が倒産している場合のみ記入	倒産年月	2017(H29)年12月	
	提出する証明書類	源泉徴収票の写し	

所在地が不明である場合は、入力不要。

提出する証明書類を選択してください。

源泉徴収票の写し、社会保険加入記録の写し等が用意できない場合はセンターへお問合せください。

上記項目の入力が完了したらこちらへ

⑤その他（行政・教育機関等）

以下項目の入力が完了したらこちらへ

赤枠内 は必須項目です。適切に入力・選択してください。

(ア) 建築実務を経験した勤務先が「行政・独立行政法人」の場合、認められる証明者は、

【受験申込者本人が所属する部署の所属長】です。

- 行政組織・独立行政法人の所属長は、本庁の場合には部長・課長、出先機関の場合にはその長など、通常証明者となっている適切な権限を有する者としてください。
- 実務経歴証明書を作成する時点で、申請する実務を行った部署等を異動している場合は、異動する前の部署（申請した実務を行った部署）における現時点の所属長を証明者としてください。

(イ) 建築実務を経験した勤務先が「教育機関」の場合、認められる証明者は、

【受験申込者本人が所属する教育機関の学長（校長）又は学部長・研究科長】です。

法人名・会社名	東京都千代田区〇〇部		
建築士事務所登録番号 ※勤務先が建築士事務所の場合のみ	都道府県	-都道府県-	
入 力 不 要			
証明者氏名（受験申込者本人は不可）	氏 試験	名 一郎	
役職名	部長		
受験申込者と証明者の関係	受験申込者が所属する／していた行政組織の部署の所属長		
証明者の建築士免許登録番号 ※証明者が建築士の場合のみ	免許種別	-選択してください-	
入 力 不 要			
法人・会社の所在地	郵便番号	〒 102 - 0094	住所自動検索
	都道府県	東京都	
	市区町村	千代田区	
	丁目・番地など	〇〇〇〇	
担当者 (受験申込者本人は不可)	部署	〇〇部	
	氏名	氏 試験	名 一郎
	電話番号	03 - 0000 - 0000	
特記事項 ※勤務先名が吸収合併などで変更している場合は記入してください。			

実務経歴証明書の内容等に関する問合せ先の担当部署・担当者氏名・連絡先を入力してください。※受験申込者本人は認められません。

既に退職・異動等して、在職当時から勤務先名が変更、統廃合している場合はその旨を入力してください。

例) 平成〇〇年 部門廃止

〇〇部から××部へ統合

上記項目の入力が完了したらこちらへ

5. 実務経歴書・実務経歴証明書の入力内容の確認・確定

実務経歴書・実務経歴証明書の入力完了したら、画面下部の**入力内容の確認**をクリックしてください。

- 内容を保存して中断する** . . . 入力内容が保存されマイページへ戻ります。
 - 内容を保存せずマイページへ** . . . 入力内容が破棄されマイページへ戻ります。
- 最後に保存した時点より後の入力内容は破棄されるのでご注意ください。

担当者 (受験申込者本人は不可)	丁目・番地など	紀尾井町○○	
	部署	工事部	
	氏名	氏 技術	名 次郎
	電話番号	03	- 0000 - 0000
特記事項 ※勤務先名が吸収合併などで変更している場合は記入してください。			

内容を保存せずマイページへ

内容を保存して中断する

入力内容の確認

入力した実務経歴書・実務経歴証明書が表示されるので、問題なければ、**入力内容を確定**をクリックしてください。

修正する場合は、**戻る**をクリックして編集してください。

※入力内容を確定した後でも、マイページから随時編集することができます。

戻る

入力内容を確定

6. 実務経歴書・実務経歴証明書の編集・追加

作成途中、入力内容を確定した実務経歴書・実務経歴証明書を確認、修正したい場合は **編集** をクリックしてください。作成した実務経歴書・実務経歴証明書を削除する場合は **削除** をクリックしてください。



➤ 削除された実務経歴書・実務経歴証明書は、元に戻せません。

複数の勤務先・部署・支店等での建築実務経験を合算して受験申込をする場合は、マイページの **追加** をクリックすると、実務経歴書・実務経歴証明書を追加できます。4.～6.を参照し、実務経歴書・実務経歴証明書を作成してください。

マイページ

【注意】

- ・ 実務経歴書・実務経歴証明書に不備があった場合、**受験申込時に登録されたメールアドレス宛に連絡します。**
- ・ メールが届かないことがないよう『迷惑メール設定』『受信拒否設定』『指定ドメイン受信設定』などの設定内容を確認し、当方からのメール（ドメインは「@jaeic.or.jp」です。）が受信できる状態にしてください。
- ・ 指定された期日までに提出されない場合には「受験資格なし」となります。

▼ **基本情報の編集と変更**

基本情報の編集

パスワードの変更

▼ **実務経歴書・実務経歴証明書の編集と削除** ※入力方法は、[こちら（実務経歴書・実務経歴証明書作成ガイドブック）](#)をご覧ください。
※実務経歴書・実務経歴証明書に対する多い不備内容は、[こちら](#)をご覧ください。
※1件目の入力完了するまで、2件目以降は追加できません。なお、建築実務経験期間の総計が7年を超えると追加できなくなります。

❗ 建築実務経験期間が7年を満たしていません。
下記の「実務経歴書を追加する」より実務経歴書の追加をおこなってください。

➤ 1件目 … 株式会社試験工務店

➤ 実務経歴書を追加する

✎ 編集

血 削除

✎ 追加

▼ **実務経歴書・実務経歴証明書のPDF出力** ※建築実務経験期間の総計が7年を満たさないと、PDF出力できません。

実務経歴書・実務経歴証明書のPDF出力

実務経歴書・実務経歴証明書作成サイトで作成した実務経歴書・実務経歴証明書は、建築士試験の受験に使用するものであり、他の用途には使用できません。

- 24 -

7. 実務経歴書・実務経歴証明書のPDF出力から印刷・提出まで

(1) 務経歴書・実務経歴証明書のPDFファイルの出力

7年以上の実務経歴の入力が完了すると、**実務経歴書・実務経歴証明書のPDF出力**がクリックできるようになります。



➤ 建築実務経験期間の総計が7年を満たさない場合は、PDF出力することができません。

マイページ

【注意】

- ・ 実務経歴書・実務経歴証明書に不備があった場合、[受験申込時に登録されたメールアドレス宛に連絡します。](#)
- ・ メールが届かないことがないよう『迷惑メール設定』『受信拒否設定』『指定ドメイン受信設定』などの設定内容を確認し、当方からのメール（ドメインは「@jaeic.or.jp」です。）が受信できる状態にしてください。
- ・ 指定された期日までに提出されない場合には「受験資格なし」となります。

▼ 基本情報の編集と変更

基本情報の編集

パスワードの変更

▼ 実務経歴書・実務経歴証明書の編集と削除 ※入力方法は、[こちら（実務経歴書・実務経歴証明書作成ガイドブック）](#)をご覧ください。
※実務経歴書・実務経歴証明書に対する多い不備内容は、[こちら](#)をご覧ください。
※1件目の入力が完了するまで、2件目以降は追加できません。なお、建築実務経験期間の総計が7年を超えると追加できなくなります。

➤ 1件目 … 株式会社試験工務店

➤ 2件目 … 教育建設株式会社

✎ 編集

🗑 削除

✎ 編集

🗑 削除

▼ 実務経歴書・実務経歴証明書のPDF出力 ※建築実務経験期間の総計が7年を満たさないと、PDF出力できません。

実務経歴書・実務経歴証明書のPDF出力

実務経歴書・実務経歴証明書作成サイトで作成した実務経歴書・実務経歴証明書は、建築士試験の受験に使用するものであり、他の用途には使用できません。

実務経歴書・実務経歴証明書のPDF出力

実務経歴書および実務経歴証明書のPDF出力を行います。
出力されたPDFファイルを印刷し、受験申込の完了後、提出期限までに郵送にて提出してください。提出方法は[こちら](#)
内容を修正する場合は、マイページから修正してください。

マイページへ戻る

PDF出力

PDF出力をクリックすると、入力した内容に基づいた実務経歴書と実務経歴証明書のPDFファイルがダウンロードされます。※初期設定では、パソコンの「ダウンロード」フォルダに保存されます。

(2) 実務経歴書・実務経歴証明書の印刷・提出

- ①保存された実務経歴書・実務経歴証明書のPDFファイルを印刷します。(A4サイズ、片面印刷)
- ②実務経歴証明書は、証明者に、実務経歴書の内容が事実と相違ないことの確認を受けてください。

----- 受験申込後 -----

- ③・実務経歴書に【今年の建築士試験の受験番号】を記入してください。
 - ・実務経歴証明書に【証明を受けた日付】と【今年の建築士試験の受験番号】を記入してください。

実務経歴書

受験番号 2F-10000X
氏名 建築 太郎

実務経歴証明書

令和8年3月20日
証明を受けた日付を記入

受験番号は受験申込書等から確認できます。

1. 受験申込者氏名 建築 太郎
受験番号 2F-10000X
2. 建築実務経験
建築実務経験期間の合計： 5年0ヶ月
建築実務の内容：
(1) ○○邸、住宅の新築工事において、建築一式工事の施工管理のうち

- ④インターネットでの受験申込完了後に印刷した宛名ラベルと受験申込書を準備し、宛名ラベルを封筒に貼り付け、以下の書類を封入してください。提出方法の詳細は [こちら](#)

- ・ 受験申込書
- ・ 実務経歴書
- ・ 実務経歴証明書
- ・ 追加書類 (※該当する方のみ)

- ⑤封入漏れが無いが再度確認し、郵便局にて【簡易書留】で提出期限までに郵送してください。

実務経歴書
実務経歴証明書

受験申込書

提出期限：令和8年
4月17日(金) 消印有効



- 書類の提出期限 (令和8年4月17日(金) 消印有効) までに届かなかった場合、必要書類に不備又は不足がある場合は、受験ができません。

- ※「令和2年3月1日から」の建築実務の経験については、「設計図書・施工図等の図書と密接に関わりをもちつつ、建築物全体を取りまとめる、建築関係法規の整合を確認する又は建築物を調査・評価するような業務」を対象とした要件となります。
- ※「平成20年11月27日まで」、「平成20年11月28日から令和2年2月29日まで」における実務経験については、当時の基準により判定され、令和2年3月1日以降の実務経験と合算することができます。
- ※「建築実務の経験」の期間は、「学科の試験」の前日までの期間とし、二級建築士試験については令和8年7月4日まで、木造建築士試験については令和8年7月25日までの期間について算定できます。
- ※「平成20年11月27日まで」、「平成20年11月28日から令和2年2月29日まで」、「令和2年3月1日から」の建築実務の経験は、いずれも、単なる写真工若しくは労働者としての経験又は単なる庶務、会計その他これらに類する事務に関する経験は含まないものとします。
- ※屋間の学校在学期間（中退者の在学期間を含む。）は、建築実務の経験として認められません。
- ※受験資格の判定に当たり、「建築実務」の判断が困難な場合には、都道府県又はセンターから追加で書類（年金加入記録、設計図面等）を求める場合があります。その際には、求められた書類を整えてすみやかに提出してください。提出されないときは、「建築実務の経験」がないと判断される場合があります。
- ※「実務経験に該当する例」については、「令和2年3月1日から」の建築実務の経験及び「平成20年11月27日まで」、「平成20年11月28日から令和2年2月29日まで」における実務経験については以下により確認してください。

■実務経験に該当する例(令和2年3月1日から)

【令和5年12月1日時点】

対象実務の例示	コード
①建築物の設計に関する実務	
<p>* 建築物の設計に関する業務 (建築関係法令の整合確認のみの場合は1C-02(設計と条件の整理)に該当する。) (確認申請に用いる図面の作成、住宅性能評価に係る図書の作成及び長期優良住宅に係る図書の作成を含み、単なる書類の作成及び申請手続きを除く。) (建築士事務所で行われる技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って行う、基本設計又は実施設計図書の確認・指示・助言等を含む。) (既存建築物の内部改修設計) ※建築関係法令の整合を確認した上での設計図面の作成を実務の条件とする。実務経歴書に記入の際は、内部改修設計を行なった部位及び設計内容について具体の明示が必要。 ・ 室内の床、壁、天井のいずれかの内装下地工事を含む仕上工事の内部改修設計(表層材のみの仕上工事は除く。) など</p>	1C-01
<p>* 基本計画策定に係る業務のうち、建築士事務所で行われる建築物の設計に関する図書の作成に係る業務 (建築士事務所から外注された先での業務も含む。図書を作成するために必要となる直接的な業務を含む。対象建築物の完成は問わない。) (建築士事務所で行われる技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って行う、基本計画策定段階における確認・指示・助言等を含む。) ・ 設計と条件の整理 ・ 事業計画検討 など</p>	1C-02
<p>* 建築士事務所で行われる標準的な設計を行う業務(建築士事務所から外注された先での業務も含む。単なるトレースである業務は除く。) ・ 建築士事務所内部で使用する標準仕様の作成 ・ 構造計算プログラムの開発(単なるプログラミングを除く。) ・ BIM 部品の作成 など</p>	1C-03
<p>* 建築物の特定の部分又は機能に係る設計(設備機器単体の設計を除く。) ・ 空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備 ・ 防災設備全体 ・ 昇降機全体 など</p>	1C-04
<p>* 型式適合認定等を取得するための設計図書又は仕様作成業務 ・ 型式適合認定のうち、建築基準法施行令第136条の2の11第一号に適合する型式の認定を取得するための設計図書又は仕様作成業務 ・ 住宅型式性能認定のうち住宅の型式について認定を取得するための設計図書又は仕様作成業務</p>	1C-06
<p>* 建築積算関連業務 (設計図書等に基づき必要な材積や数量を拾い出すものに限り、単なる計算業務を除く。発注者及び施工者の立場からの業務を含む。) (建築士事務所で行われる技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って行う、積算関連図書の確認・指示・助言等を含む。)</p>	1C-07

<ul style="list-style-type: none"> * 設計段階又は施工段階における建築物の詳細図、施工計画図書等の作成(オペレーターを除く。)これと同等な以下の図書作成を含む。 <ul style="list-style-type: none"> ・プレカット図作成(構造、構法、設備等の検討を行った上で作成を行っている場合に限る。) ・鉄骨又はプレキャストコンクリートの柱・梁等の製作図作成(構造・設備等の検討を行った上で作成している場合に限る。) ・カーテンウォール部材の製作図作成(要求性能をみたま検討を行った上で作成している場合に限る。) 	1C-08
<ul style="list-style-type: none"> * シャッター、ドア、サッシ等の標準的な製品製作図作成及び建築物への取付に係る詳細図の作成(防火シャッター等の防火区画との取り合い又はおさめ方処理等の個別具体の建築物に求められる性能等を検討して作成した場合は1C-04又は1C-08で対象実務になる。) 	×
<ul style="list-style-type: none"> * 収納壁、システムキッチン、家具、畳又はこれらに類する設計 	×
<ul style="list-style-type: none"> * 解体工事の設計 	1C-09
<ul style="list-style-type: none"> * プラント関係(建築物に係る業務に限り、工場設備に係る業務を除く。)の設計 	1C-10
<ul style="list-style-type: none"> * 確認申請を伴う建築基準法施行令第138条第1項(建築物に付随しない単体の擁壁を除く。)及び第3項の工作物の設計 <ul style="list-style-type: none"> ・ 煙突、鉄柱、広告塔、高架水槽、建築物に付随する擁壁 ・ 自動車車庫 など 	1C-11
<ul style="list-style-type: none"> * 建築基準法施行令第138条第2項の工作物の設計 <ul style="list-style-type: none"> ・ コースター等の高架の遊戯施設 ・ メリーゴーランドや観覧車等の回転運動をする遊戯施設 など 	×
<ul style="list-style-type: none"> * 公園等の設計、遊戯器具の設計 	×
<ul style="list-style-type: none"> * 石油プラント等において、化学工学による知識等のみの知識で設計される装置部分の設計 	×
<ul style="list-style-type: none"> * 建設会社、住宅メーカー等の技術開発部門で行われる、建築物の設計業務の品質・性能向上等に資する新技術、新仕様等の技術開発業務(具体の建築物の設計業務で実施されるものに限る。) 	1C-12
②建築物の工事監理に関する実務 【工事監理者の立場の実務】	
<ul style="list-style-type: none"> * 建築物の工事監理に関する業務(建築士事務所で行われる技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立つて行う、工事監理業務の確認・指示・助言等を含む。) 	2C-01
③建築工事の指導監督に関する実務	
<ul style="list-style-type: none"> * 建築士事務所で行われる建築工事の指導監督に関する業務(建築主の依頼により、②の工事監理者、⑤の工事施工者と異なる第三者的立場から建築工事の指導監督を行うものに限る、施工現場以外の本社等で行う業務は除く。) 	3C-01
<ul style="list-style-type: none"> * 法令等に基づく法人による建築工事の指導監督に関する業務(単なる記録の作成に関するものを除く。実務経歴書に記入の際は業務名及び実施件数の明示が必要。) ・ 住宅性能表示制度における性能評価業務(検査業務を含む。) ・ 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務 ・ 建築物のエネルギー消費性能に関する評価業務 ・ 独立行政法人住宅金融支援機構の適合証明業務 ・ 住宅瑕疵担保責任保険に係る現場検査業務 ・ 安心R住宅における「既存住宅売買瑕疵保険検査適合証」の発行に係る現場検査業務 ・ すまい給付金における「住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書」の発行に係る現場検査業務 ・ 長期優良住宅の技術的審査業務 ※上記以外の建築物の性能、仕様等を評価又は確認する業務(設計図書、申請書類等の図書に基づき性能、仕様等との整合を確認しているかについて個別に対象実務の可否を判断するため、業務名及び実施件数と併せて、審査を行った申請書類及び審査を行った項目等の明示が必要。) 	3C-02
<ul style="list-style-type: none"> * 建築士事務所で行われる技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立つて行う、建築工事の段階における指導監督業務の確認・指示・助言等業務 	3C-03
<ul style="list-style-type: none"> * コンクリート構造物の非破壊検査 	×
<ul style="list-style-type: none"> * 自ら発注又は受注した工事の施工に係る業務 	×

④建築士事務所の業務として行う建築物に関する調査又は評価に関する実務	
* 建築士事務所の業務として行う建築物に関する調査又は評価に関する業務(建築士事務所から外注された先での業務も含む。) ・ 既存建築物の調査又は検査 ・ 調査結果を踏まえた劣化状況等の評価 ・ 建築基準法第12条第1項又は第3項に規定する定期調査・報告 など	4C-01
* 建築物の耐震診断(建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第1項の規定する耐震診断をいう。)に関する業務	4C-02
* 既存建築物のコンクリート強度の検査又は調査に関する業務	×
⑤工事の施工の技術上の管理に関する実務 【工事施工者の立場の実務】	
* 建設業法別表第一に掲げる建築一式工事の施工管理 ・ 原則として元請が施工現場において実施する施工の技術上の管理(施工管理業務は一つの工種を担当する業務を含む。また特定の工種でなく品質管理・工程管理・安全管理等を担当する業務を含む。) ・ 原則として元請が本社等において <u>施工現場と協業して実施する施工の技術上の管理</u> 例示としては、 ・ 施工計画・工程管理・施工管理業務 ・ 品質管理業務 ・ 安全衛生管理業務 ・ 環境管理業務 ・ 施工技術指導・協力業務(技術研究所等が具体の建築物において施工現場と協業する業務を含む。) ・ 情報化施工技術活用(開発・推進)業務 ・ 発注・調達業務 ・ 原価管理業務 など * 建設業法別表第一に掲げる大工工事の施工管理	5C-01
* 建設業法別表第一に掲げる次の専門工事(建築物に係るものに限る。)の施工管理(プレキャストコンクリートの柱・梁等の設置工事、鉄骨工事、カーテンウォール工事については、これと同等な製作工場における品質管理(製作図に基づき品質管理業務を実施している場合に限る。)を含む。)	
・ とび、土工、コンクリート工事(鉄骨組立工事、プレキャストコンクリートの柱又は梁等の設置工事に限る。)	5C-02
・ タイル、れんが、ブロック工事	5C-03
・ 鋼構造物工事(鉄骨工事に限る。)	5C-04
・ 鉄筋工事	5C-05
・ 内装仕上工事 (建築物の改修に係るものであり、次のいずれかに該当するものに限る。) ・ 建築物の構造躯体まで露出させるもの ・ 仕上げ材の下地調整に関わるもの ・ 間仕切り壁の設置で、床・天井の下地の工事を実施するもの(据え置き型の間仕切り壁は除く。)	5C-06
・ 室内の床、壁、天井の仕上面のみの工事(ブラインド取付け、建具取付け等も含む。) ・ 単体の家電機器や水回り機器のみの設置、取替、補修工事 ・ 住宅入居者又はテナント利用者退去時等に行なわれる損耗・経年劣化部位を現状復旧する仕上材のみの補修工事	×
・ 建具工事(カーテンウォール工事に限る。)	5C-07
・ シャッター、ドア、サッシ等の標準的な製品取付のみの工事(建築一式工事として登録を行ったものは5C-01で対象実務になる。)	×
・ 解体工事(建築基準法第6条第1項第4号に規定する建築物以外のものに限る。)	5C-08
・ 左官工事、石工事、屋根工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、熱絶縁工事	×
・ 既存建築物において行った複数の専門工事(単独では対象外となっている左官工事、石工事、屋根工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、熱絶縁工事で工事範囲又は工事期間が重複している工事)における施工の技術上の管理(当該工事について建築一式工事に求められる工事間の調整等を行った場合に限る。個別に対象実務の可否を判断する。)	5C-09

* 建築基準法第2条第3号に規定する建築設備の設置工事の施工管理	5C-10
* 基礎関係(地盤調査、各種地業)の施工管理	×
* 外構工事単体の施工管理	×
* 建設会社、住宅メーカー等の技術開発部門における、建築一式工事の施工管理業務に資する新技術、新工法の技術開発業務(具体の建築物の施工管理業務で実施されるものに限る。)	5C-11
⑥建築基準法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する実務 【建築主事又は指定確認検査機関の立場の実務】	
* 建築基準法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する業務	6C-01
⑦消防長又は消防署長が建築基準法第93条第1項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務	
* 消防長又は消防署長が建築基準法第93条第1項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する業務	7C-01
⑧建築行政に関する実務	
* 建築行政(国の職員としての職務に係るものを除く。)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政職員による建築基準法令又はその法令に基づく条例等に係る個々の建築物の審査、検査、指導、解釈、運用等に係る業務 ・ 建築関係規定に係る運用、解釈に係る相談及び指導 ・ 違反通報対応及び違反建築物に係る調査及び指導、監察業務 ・ 仮使用認定、仮設建築物の審査業務 など 	8C-01
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律に基づき行う認定、審査、判定を行う業務(省エネルギー性能や耐震性等、建築物の技術的性能を確認する業務に限る。) ・ 長期優良住宅の認定 ・ 耐震改修促進計画の認定 ・ 建築物移動等円滑化誘導基準適合の認定 ・ 省エネルギー措置の届出審査 ・ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 など 	8C-02
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物に係る技術的基準の策定業務(地方公共団体及び独立行政法人等の公的主体が策定するものに限る。) ・ 建築関係法令に基づく基準 ・ 独立行政法人住宅金融支援機構の技術的基準 ・ 条例による追加的な技術的基準(バリアフリーなど) ・ 地区計画(建築物の形態を規制するもの) など 	8C-03
⑨住宅行政に関する実務	
<ul style="list-style-type: none"> * 住宅行政(建築物に直接関係する業務に限る。国の職員としての職務に係るものを除く。) ・ 建築物の性能向上等を図る補助金の審査等の業務 ・ 特定空家等の調査 など 	9C-01
⑩都市計画行政に関する実務	
<ul style="list-style-type: none"> * 都市計画行政(具体的な建築物の整備等に係る業務に限る。基盤整備に係る業務を除く。国の職員としての職務に係るものを除く。都市計画コンサルタントに委託して行う業務を含む。) ・ 市街地再開発事業 ・ 土地区画整理事業(建築物の補償業務) ・ 特定街区、高度利用地区 など 	10C-01
<ul style="list-style-type: none"> * 建築士事務所である都市計画コンサルタントが行う都市計画関連業務(具体的な建築物の整備等に係る業務に限る。基盤整備に係る業務を除く。行政から委託を受けた業務も対象となる。) ・ 市街地再開発事業 ・ 土地区画整理事業(建築物の補償業務) ・ 特定街区、高度利用地区 など 	10C-02
⑪建築教育に関する実務	
* 建築士の学科試験に係る全科目及び設計製図の授業を担当可能(所属長が該当性を証明)である教員の業務	11C-01

⑫建築物に係る研究開発に関する実務	
<p>* 建築物に係る研究(査読を経て学会誌に掲載等されるなど、第三者による一定の審査を経て公表等されるものに限る。)</p> <p>対象学会誌は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本建築学会の学会 4 誌 <ul style="list-style-type: none"> ・ 論文集(構造系論文集、計画系論文集、環境系論文集) ・ 技術報告集 ・ Japan Architectural Review (JAR) ・ Journal of Asian Architecture And Building Engineering (JAABE) ・ 空気調和・衛生工学会の論文集(建築物に係る高度な研究又は実践的な研究であると学会に認められたもの。学会が発行する実務経歴説明書を必要書類として提出する事。) 	12C-01
⑬大学院の課程におけるインターンシップ	
<p>* 大学院の課程(建築に関するものに限る。)において、建築物の設計又は工事監理に係る実践的な能力を培うことを目的として建築士事務所等で行う実務実習(インターンシップ)及びインターンシップに関連して必要となる科目の単位を所定の単位数(30 単位以上又は 15 単位以上)修得した場合に実務の経験とみなされる2年又は1年の実務(12C-01と併用して実務経験とする場合、論文が掲載された学会が発行する実務経歴説明書を必要書類として提出する事。)</p>	13C-01
⑭その他	
<p>* 建築士事務所で行われる既存建築物の利活用検討又は維持保全計画策定の業務(建築士事務所から外注された先での業務も含む。建築物に直接関係する業務に限る。)</p>	99C-01
<p>* 官公庁等(特殊法人、独立行政法人等を含む。)における営繕業務(既存建築物の利活用検討又は維持保全計画策定(99C-01)の業務を含む。)</p>	99C-02
<p>* 建築士法第 21 条に規定する建築工事契約に関する事務及び建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続きの代理等の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法に規定する確認申請等の手続き(確認申請に用いる図面の作成については、1C-01で対象実務になる。) ・ 都市計画法に規定する開発許可申請等の手続き ・ 農地法に規定する農地転用許可申請等の手続き など 	×
<p>* 営業関連業務(建築に関するセールスエンジニア)</p>	×
<p>* 建築に関する知識を必要とする図書、雑誌の編集等</p>	×

(注)対象となる実務経験には、単なる写図工若しくは労務者としての経験又は単なる庶務、会計その他これらに類する事務に関する経験を含まないものとする。

■実務経験に該当する例(「平成 20 年 11 月 27 日まで」、「平成 20 年 11 月 28 日から令和2年2月 29 日まで」)

例 示	平成 20 年 11 月 28 日 から 令和2年2月 29 日まで	平成 20 年 11 月 27 日 まで
①建築物の設計に関する実務	1B-01	1A-01
* 空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備、その他(防災設備全体、昇降機全体)の設計	1B-02	1A-02
* 収納壁、システムキッチン、家具、畳に類する設計	×	×
* プラント関係(建築物に係る業務に限る。)の設計	1B-04	1A-04
* 石油プラントにおいて、化学工学による知識等のみの知識で設計される装置部分の設計	×	×
* 公園等の設計、公園等の遊戯器具の設計	×	×
* 建築積算関連(単なる計算業務を除く。)	1B-07	1A-07
②建築物の工事監理に関する実務 【工事監理者の立場の実務】	2B-01	2A-01
③建築工事の指導監督に関する実務	3B-01	3A-01
* 住宅瑕疵担保保証制度の申込みを受けた住宅の検査業務	×	3A-02
* コンクリート構造物の非破壊検査(建築物に係る業務に限る。)	×	3A-03
④建築一式工事、大工工事、建築設備の設置工事の施工の技術上の管理に関する実務 【工事施工者の立場の実務】	4B-01	4A-01
* 基礎関係(地盤調査、各種地業)の施工管理	×	×
* 建築一式工事に該当しない次の工事の施工管理 ・ コンクリート関係(型枠工事、鉄筋工事、補強コンクリートブロック工事、コンクリートの打設工事) ・ 鋼構造物関係(溶接、建方、足場) ・ その他の各部工事関係(屋根工事、防水工事、タイル工事、れんが工事、石工事、左官工事、塗装工事、板金工事、カーテンウォール、サッシ、PC板、ALC板、天井、(内)壁仕上げ、床仕上げ)	×	4A-03
* 指定工作物(建築基準法第 88 条に規定されるもの)の築造工事の施工管理	×	4A-04
* 建築物の解体工事の施工管理	×	4A-05
⑤建築基準法第 18 条の3第1項に規定する確認審査等に関する実務 【建築主事及び指定確認検査機関の立場の実務】	5B-01	5A-01
⑥消防長又は消防署長が建築基準法第 93 条第1項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務	6B-01	6A-01
⑦建築物の耐震診断(建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第1項に規定する耐震診断をいう。)に関する実務	7B-01	7A-01
* 既存建築物のコンクリート強度の検査・調査に関する業務	×	7A-02
⑧大学院の課程(建築に関するものに限る。)において、建築物の設計又は工事監理に係る実践的な能力を培うことを目的として建築士事務所等で行う実務実習(インターンシップ)及びインターンシップに関連して必要となる科目の単位を所定の単位数(30 単位以上又は 15 単位以上)修得した場合に実務の経験とみなされる2年又は1年の実務	8B-01	-
* 建築(工)学関係大学院での建築に関する研究(研究内容、課程修了者であること、指導教官の証明があるもの等)	-	8A-02
(その他)		
* 建築士法第 21 条に規定する建築工事契約に関する事務、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続きの代理等の業務	×	99A-01
* 営業関連業務(建築に関するセールスエンジニア)	×	99A-02
* 官公庁等における建築行政	×	99A-03
* 官公庁等における営繕業務	99B-04※	99A-04
* 都市計画コンサルタント(建築に関する業務に限る。)	×	99A-05
* 区画整理事業の補償(登記申請に係る図書の作成等建築に係る業務に限る。)	×	99A-06
* 建築教育(教材の作成を含む。)	×	99A-07
* 研究・開発	×	99A-08
* 建築に関する知識を必要とする図書、雑誌の編集等	×	99A-09

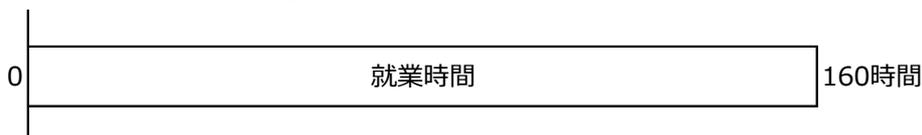
※上記の①～④、⑦のいずれかに該当するものに限る。

建築実務の割合とは、受験申込者が勤務する会社の月の就業時間内において対象実務に従事した割合です。本割合は、対象実務に対し、どの程度寄与していたかを示す割合ではありませんのでご注意ください。

■勤務先の『月の就業時間（1日〇〇時間×稼働日）』を基準として計算します。

例)【基準】1日8時間の勤務を月に20日間した場合

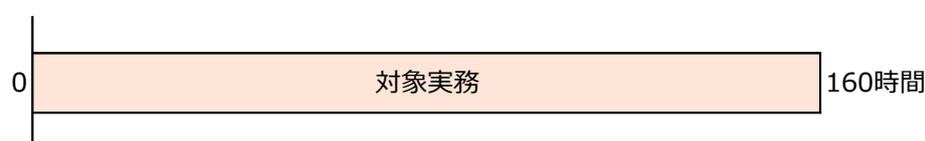
(1日8時間×20日＝月160時間)



例① 対象実務のみを行った場合

対象実務のみを行った場合は「100%」と入力する。

<例①> 月あたり対象実務160時間従事した場合

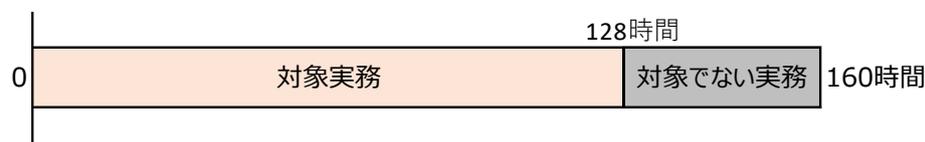


建築実務の割合は、100% (160時間/160時間)

例② 対象実務と対象ではない実務を並行して行った場合

その割合を差し引いた値(「90%」、「80%」・・・等)を建築実務の割合として入力する。

<例②> 月あたり対象実務に128時間、対象でない実務に32時間従事した場合

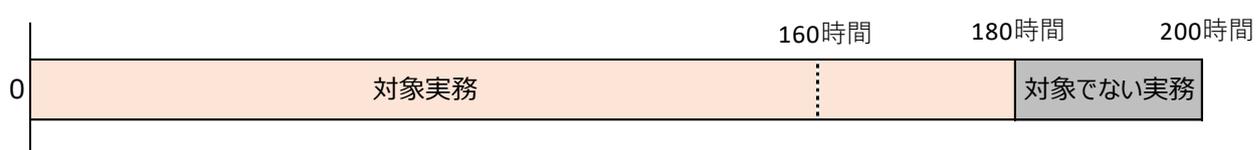


建築実務の割合は、80% (128時間/160時間)

例③ 対象実務に従事した時間が、勤務する会社の月の就業時間以上の場合

対象ではない実務を行った割合に限らず、建築実務の割合は「100%」と入力する。

<例③> 月あたり対象実務に180時間、対象でない実務に20時間従事した場合



建築実務の割合は、100% (180時間/160時間)

※対象実務に従事した時間が月の就業時間以上の場合、建築実務の割合は100%

例④ 時短勤務等（アルバイト・パートタイム制を含む）の場合の建築実務の割合

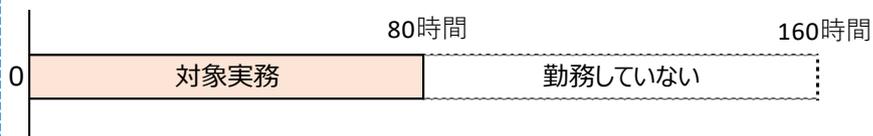
会社の月の就業時間を基準として、時短勤務において対象実務に従事した時間（月単位）が占める割合を建築実務の割合として入力する。

勤務する会社における月の就業時間は160時間で、

申請者は時短勤務として1日4時間・月20日勤務（月80時間程度）である。

この場合の「建築実務の割合」の算出例： $80\text{時間}/160\text{時間}=0.5\text{ (50\%)}$

＜例④＞時短勤務（アルバイト・パートタイム制含む）として、月あたり対象実務を80時間従事した場合



建築実務の割合は、50%（80時間／160時間）

※時短勤務で、さらに対象ではない実務を同時に行った場合は、時短により算出した割合から対象ではない実務を行った割合を差し引いた値として入力してください。

例⑤ 一定の期間内に複数の対象実務に従事し、従事した時間の合計が月の就業時間以上となった場合
業務始期が新しい実務をその期間内において従事した実務としたうえで、建築実務の割合は「100%」と入力する。

＜例⑤＞複数の対象実務（A、B）に従事し、従事した時間の合計が就業時間以上の場合
（業務始期がAの方が新しい場合）



建築実務の割合は、100%

対象実務Aをその期間内において従事した実務とする。

例⑥ 一定の期間内に複数の対象実務を行ったが、従事した時間の合計が月の就業時間未満の場合
業務始期が新しい実務をその期間内において従事した実務としたうえで、対象ではない実務を行った割合を差し引いた値（90%・80%・・・等）を入力する。

＜例⑥＞複数の対象実務（A、B）に従事し、従事した時間の合計が就業時間未満の場合
（業務始期がBの方が新しい場合）



建築実務の割合は、80%（128時間／160時間）

※対象実務Bをその期間内において従事した実務とする。

例⑦ 対象実務と対象ではない実務を並行して行い、期間の途中で実務の割合が変動した場合

一定の期間内において、「対象実務」と「対象ではない実務」を並行して行い、ある時期から対象実務の割合が変動した場合は、次のように算出してください。

- ① 割合が異なるそれぞれの期間に、それぞれの建築実務の割合を掛けて年月数を算出し、足し合わせる。
- ② ①で算出した年月数を、対象実務を行った期間全体で割り、按分した建築実務の割合を算出する。

<例⑦> 対象実務と対象でない実務を並行して行い、途中で割合が変動した場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	建築実務の割合	年月数
				対象実務A					72%	0年3.6か月
				← 80% →		← 60% →				
対象でない実務										
				← 20% →		← 40% →				

①それぞれ割合を掛けて、年月数を算出する

3か月（8月～10月）×80%＝2.4か月

2か月（11月～12月）×60%＝1.2か月

⇒2.4か月+1.2か月＝3.6か月

②対象実務を行った期間内全体で割合を按分する

3.6か月÷5か月（8月～12月）＝72%

（期間内全体で按分した割合を記入）

3.（3）（p.14）へ戻る

資料3 実務経歴書・実務経歴証明書の記入例

■記入例を参考にして、正確に入力してください。

記入例目次

I. 実務経歴書の記入例	37
建築実務内容ごとの記入例	
例① 【(施工管理や大工工事) 工事の施工の技術上の管理に関する実務】の記入例	37
例①-1 リフォーム、リノベーション等の改修工事の施工管理についての注意点	38
例② 【建築物の設計に関する実務】の記入例	39
例③ 【建築士事務所で行われる建築物の工事監理に関する実務】の記入例	40
例④ 【建築士事務所で行われる建築工事の指導監督に関する実務】の記入例	41
例⑤ 【建築士事務所の業務として行う建築物に関する調査又は評価に関する実務】の記入例	42
例⑥ 【建築基準法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する実務】の記入例	43
例⑦ 【消防長又は消防署長が建築基準法第93条第1項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務】の記入例	44
例⑧ 【建築行政に関する実務】の記入例	45
例⑨ 【住宅行政に関する実務】の記入例	46
例⑩ 【都市計画行政に関する実務】の記入例	47
建築実務の件数・期間による記入例	
例⑪ 同一の勤務先において、申請する建築実務が9件以上ある場合の記入例	48
例⑫ 期間が1ヵ月に満たない実務を継続して実施していた場合の記入例	49
例⑫-1 2週間程度の建築物の積算業務を継続して行っていた場合	49
例⑫-2 確認審査等に関する実務を継続して行った場合	50
II. 実務経歴証明書の記入例	51
例① 建築実務を経験した勤務先名が在職当時と現在とで異なる場合	51

3.(3)(p.15)へ戻る

I. 実務経歴書の記入例

3. (3) (p.15) へ戻る

例① 【(施工管理) 工事の施工の技術上の管理に関する実務】の記入例

◎ 良い例

となる業務 **選択** * 建設業法別表第一に掲げる建築一式工事の施工管理 ・ 原則…

建築工事の種類 1.建築一式工事

開始年月～終了年月 2023(R5) 年 1 月 ~ 2023(R5) 年 3 月 建築実務の割合 100 % 0年3ヶ月 重複期間は自動で減げられます

物件の名称等 XXX邸

物件の所在地 (市区町村までは記入) 〇〇県〇〇市

工事種別 新築工事

物件情報

- 用途 専用住宅
- 構造 木 造
- 階数 2 階建
- 延べ面積 100 m²

実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に) 専用住宅の新築工事において、建築一式工事の施工管理を担当した。 ※150文字以内

△ 認められない例

となる業務 **選択** * 建築一式工事、大工事、建築設備の設置工事の施工の技術上の…

建築工事の種類 1.建築一式工事

開始年月～終了年月 2015(H27) 年 4 月 ~ 2015(H27) 年 6 月 建築実務の割合 100 % 0年3ヶ月 重複期間は自動で減げられます

実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に) 専用住宅の改修工事において、屋根・防水工事の施工管理を担当した。

選択した「実務経験の対象となる業務」と「実務経験の対象となる業務の内容」が一致しない。

建築一式工事に該当しない専門工事の施工管理業務は、日期間「平成20年11月28日～令和2年2月29日」は対象外です。

△ 認められない例

となる業務 **選択** * 建設業法別表第一に掲げる建築一式工事の施工管理 ・ 原則…

建築工事の種類 1.建築一式工事

実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に) 専用住宅の新築工事において、建築一式工事の工事監理を担当した。

「工事監理」と「施工管理」は異なる業務です。「施工管理」を行ったのに、「工事監理」「施工監理」と記入される実務経歴書が散見されますのでご注意ください。

誤字

例①-1 リフォーム、リノベーション等の改修工事の施工管理についての注意点

リフォーム、リノベーション等の改修工事の施工管理を実務経験とする場合は、以下の点について注意してください。**適切に入力されていない場合は、実務経験になりません。**

1 実務経験の対象となる実務経験の期間、業務の内容について

一例として、改修工事において「内装仕上工事」を行った場合の実務経験の考え方は、以下のとおりとなります。建築実務に該当しない又は建築実務に該当する期間外の場合は、**実務経験になりません。**

①令和2年3月1日以降は、以下のとおり、**実務経験になるものとならないものがあります。**

○令和2年3月1日以降に**実務経験になるもの**

(建築物の改修に係るものであり、次のいずれかに該当するものに限る。)

- ・建築物の構造躯体まで露出させるもの
- ・仕上げ材の下地調整に関わるもの
- ・間仕切り壁の設置で、床・天井の下地の工事を実施するもの(据え置き型の間仕切り壁は除く。)

×**実務にならないもの**

- ・室内の床、壁、天井の仕上面のみの工事(ブラインド取付け、建具取付け等も含む。)
- ・単体の家電機器や水回り機器のみの設置、取替、補修工事
- ・住宅入居者又はテナント利用者退去時等に行なわれる損耗・経年劣化部位を現状復旧する仕上材のみの補修工事

②平成20年11月28日～令和2年2月29日は、**実務経験になりません。**

③平成20年11月27日以前は、**実務経験となります。**

2 建築工事の種別について

施工管理の専門工事の「内装仕上工事」等を選択してください。

リフォーム、リノベーション等の改修工事は、原則「建築一式工事」や「大工工事」に該当しません。

ただし、建築確認を伴う大規模な修繕・模様替*の場合は、建築一式工事や大工工事で行うことができます。

*大規模な修繕・模様替は、建築物の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)の一種以上を、過半(1/2超)にわたり修繕・模様替えることです。

実務経歴書の入力画面の対象箇所

(1)

1 実務経験の対象となる期間
● ①令和2年3月以降 ○ ②平成20年12月～令和2年2月 ○ ③平成20年11月以前
× チェックを解除

2 実務経験の対象となる業務
選択 ボタンを押すと業務の一覧が表示されます。

建築実務

3 実務経験の対象となる業務の内容について

リフォーム、リノベーション等の改修工事の**具体的な内容(どの場所にどのような工事を行ったか)**を必ず入力してください。「**リフォーム工事を行った**」のみの記入の場合は、どのような工事を行ったか判断できませんので、**実務経験になりません。**また、**キッチンやトイレ、浴室等の入替、壁紙の張替え、手すりスロープの設置等に関する工事は該当しません。**

実務経歴書の入力画面の対象箇所

物件情報

階数 階建

延べ面積 ㎡ (数字を区切るためのカンマは入力できません。)

3 実務経験の対象となる業務の内容
(できるだけ具体的に) ※151

 良い例 実務経験の対象となる業務		選択 * 建築物の設計に関する業務 (確認申請に用いる図面の作成及…			
開始年月～終了年月	2021(R3) 年 4 月 ~ 2021(R3) 年 12 月	建築実務の割合	100 %	0年9ヶ月 重複期間は自動で減ぜられます	
物件の名称等	〇〇マンション				
物件の所在地 (市区町村までは記入)	〇〇県〇〇市				
工事種別	新築工事				
物件情報	用途	集合住宅			
	構造	鉄骨造			
	階数	3 階建			
	延べ面積	1000 m ²			
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)	集合住宅の新築工事の基本・実施設計業務において、基本設計にて平面、立面、断面計画等の作成補助を、実施設計にて一般図(平面、立面、断面)の作成補助を担当した。 ※150文字以内				

△ 認められない例
 実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)

集合住宅の設計業務を担当した。

「設計業務」だけではなく、基本設計なのか、実施設計なのか、受験申込者が実際に行った内容を詳細に入力してください。
 (可能であれば作成に関わった図面名も入力する。)

△ 認められない例
 実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)

公園の外構改修工事(街灯の更新等)において、実施設計の一般図の作成補助を行った。

- 単体での工作物や外構の設計業務は、原則対象外です。
(確認申請を伴う建築基準法施行令第138条第1項および第3項の工作物を除く。)
- 建築物に付随する工作物や外構の設計業務の場合は、実務経歴書に当該実務が建築物と一体の工事である旨を明記のうえ、受験申込者が行った実務内容の詳細を記載してください。
- 門・塀の設計について、以下①～③のいずれかに該当する場合、実務経験として認められます。
 - 建築確認済であること。
 - 構造計算が必要な規模の場合、構造計算により安全確認を行っていること。
 - 市区町村の耐震診断等に基づいていること。

△ 認められない例
 実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)

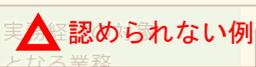
専用住宅の新築工事における実施設計業務において、CADによる図面作成補助を行った。

単なる CAD オペレーターや図面のトレース作業のみの実務は対象外です。

例③ 【建築士事務所で行われる建築物の工事監理に関する実務】の記入例

3. (3) (p.15) へ戻る

 良い例 実務経験の対象となる業務		選択 * 建築物の工事監理に関する業務(建築士事務所で行われる技術的…
開始年月～終了年月	2022(R4) 年 4 月 ~ 2022(R4) 年 10 月	建築実務の割合 100 %
物件の名称等	○○邸	
物件の所在地 (市区町村までは記入)	○○県○○市	
工事種別	新築工事	
物件情報	用途	専用住宅
	構造	木 造
	階数	2 階建
	延べ面積	100 m ²
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)	専用住宅の新築工事において、工事監理補助業務を担当した。	

 認められない例 実務経験の対象となる業務		選択 * 建築物の工事監理に関する業務(建築士事務所で行われる技術的…
開始年月～終了年月	2022(R4) 年 4 月 ~ 2022(R4) 年 10 月	建築実務の割合 100 %
物件の名称等	○○邸	
延べ面積	100 m ²	
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)	専用住宅の新築工事において、建築一式工事の 施工監理 を担当した。	

「**施工管理**」と「**工事監理**」は異なる業務です。



➤ 「**工事監理**」と「**施工管理**」は異なる業務です。
 「工事監理」(設計図書通りに施工されている事を確認する業務)と「施工管理」(設計図書通りに施工する業務)を取り違えて申請されている事例が散見されます。ご自身の所属部署・業務内容を理解された上で実務経歴書を作成してください。
 詳細は [こちら\(外部リンク\)](#)

例④ 【建築士事務所で行われる建築工事の指導監督に関する実務】の記入例

3. (3) (p.15) へ戻る

 良い例 <small>実務経験の対象</small>		選択 * 建築士事務所で行われる建築工事の指導監督に関する業務（建築…	
となる業務			
開始年月～終了年月	2021(R3) 年 6 月 ~ 2021(R3) 年 10 月	建築実務の割合	100 %
<small>0年5ヶ月 重複期間は自動で減ぜられます</small>			
物件の名称等	XXXX		
物件の所在地 <small>(市区町村までは記入)</small>	〇〇県〇〇市		
工事種別	新築工事		
物件情報	用途	事務所ビル	
	構造	鉄筋コンクリート 造	
	階数	3 階建	
	延べ面積	3000 m ²	
実務経験の対象となる業務の内容 <small>(できるだけ具体的に)</small>	専用住宅の新築工事において、設計図書どおりに適切に施工されているか、建築主からの依頼により第三者の立場から指導監督を行った。 <small>※150文字以内</small>		

 認められない例		実務経験の対象となる業務の内容 <small>(できるだけ具体的に)</small>	
		自社工場の新築工事において、設計図書どおりに適切に施工されているか、建築主からの依頼により第三者の立場から指導監督を行った。 自社物件の建築物は、建築工事の指導監督業務に該当しない。	

 認められない例		実務経験の対象となる業務の内容 <small>(できるだけ具体的に)</small>	
		事務所ビルの新築工事において、設計図書どおりに適切に施工されているか、指導監督を行った。 建築主からの依頼により第三者の立場から行っていることが読み取れない。	


➤建築工事の指導監督業務について
 建築工事の指導監督とは、建築士法上の狭義の工事監理、建設業法上の施工管理又はいわゆる現場監督でなく、建築工事について工事施工者に即した立場でなく、**建築主の依頼により第三者的立場から指導監督する安全管理等の業務**のことです。

例⑤ 【建築士事務所の業務として行う建築物に関する調査又は評価に関する実務】の記入例

3. (3) (p.15) へ戻る

良い例

実務経験の対象となる業務

選択 * 建築物の耐震診断 (建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条…)

開始年月～終了年月: --年-- 年 --月-- 月 ~ --年-- 年 --月-- 月

建築実務の割合: 100 %

0年0ヶ月
重複期間は自動で減ぜられます

物件の名称等: 定期報告調査 (〇〇マンション他)

物件の所在地 (市区町村までは記入): 〇〇県〇〇市

工事種別: --

物件情報

用途: 集合住宅

構造: 鉄筋コンクリート

階数: 10 階建

延べ面積: 3000 m²

実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に): 〇〇マンションにおける耐震診断に関する業務において、耐震診断及び構造計算書のチェックの補助業務を担当した。(1件当たりの平均的な実施期間約〇日、計〇件実施)。

※150文字以内

解説:

- 物件の名称、代表的な物件を入力する。
- 1件当たりの実施期間が1ヶ月に満たない業務を継続して行い、まとめて記入する場合、1件当たりの平均的な実施期間、担当件数を入力する。

認められない例

実務経験の対象となる業務

選択 * 建築物の耐震診断 (建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条…)

開始年月～終了年月: 2020(R2) 年 4 月 ~ 2023(R5) 年 1 月

建築実務の割合: 100 %

2年10ヶ月
重複期間は自動で減ぜられます

物件の名称等: --

物件の所在地 (市区町村までは記入): --

工事種別: --

物件情報

用途: --

構造: --

階数: 1 階建

延べ面積: 1 m²

実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に): 建築物の耐震診断に関する業務において、耐震診断及び構造計算書のチェックの補助業務を担当した。

解説:

- 業務の名称、代表的な物件名が無い。
- 代表的な物件の所在地が無い。
- 代表的な物件情報が無い。
- 1件当たりの実施期間が1ヶ月に満たない業務を継続して行い、まとめて記入する場合、1件当たりの平均的な実施期間、件数を記載してください。

例⑥ 【建築基準法第 18 条の 3 第 1 項に規定する確認審査等に関する実務】の記入例

3. (3) (p.15) へ戻る

良い例 * 建築基準法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する業…

開始年月～終了年月: 2020(R2) 年 4 月 ~ 2022(R4) 年 3 月 | 建築実務の割合: 100% | 2年0ヶ月 重複期間は自動で減ぜられます

物件の名称等: 確認申請図書審査 **業務の内容を簡潔に入力する。**

物件の所在地 (市区町村までは記入): —

工事種別: —

物件情報: 用途: — | 構造: — 造 | 階数: 1 階建 | 延べ面積: 1 ni **詳細な物件情報は不要。**

実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に): 確認審査業務において、確認申請書の審査その他必要図書の構造審査の補助(計〇件)、計画通知書の審査補助(計〇件)、中間検査・竣工検査の検査補助(計〇件)を行った。 **1件当たりの実施期間が1ヶ月に満たない業務を継続して行い、まとめて記入する場合、
・ 担当件数
を入力する。** ※150文字以内

△ 認められない例 実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)

確認審査業務において、確認申請書の審査その他必要図書の構造審査の補助を担当した。 **実務経験期間内に行った件数の記載が無い。**

△ 証明者に確認する例 * 建築基準法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する業…

開始年月～終了年月: 2020(R2) 年 4 月 ~ 2022(R4) 年 3 月 | 建築実務の割合: 100% | 2年0ヶ月 重複期間は自動で減ぜられます

物件の名称等: 確認申請図書審査

延べ面積: 1 ni

実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に): 確認審査業務において、確認申請書の審査その他必要図書の構造審査の補助を担当した。(全3件) **実務経験年数と比較して、件数が少ないと判定した場合、証明者に対して確認することがあります。** ※150文字以内

例⑦ 【消防長又は消防署長が建築基準法第93条第1項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務】の記入例

3. (3) (p.15) へ戻る

 良い例 実務経験となる業務		選択 * 消防長又は消防署長が建築基準法第93条第1項の規定によって...	
開始年月～終了年月	2022(R4) 年 4 月 ~ 2023(R5) 年 3 月	建築実務の割合	100 %
物件の名称等	消防同意における審査・指導補助 ← 業務の内容を簡潔に入力する。		
物件の所在地 (市区町村までは記入)	—		
工事種別	—		
物件情報	用途	—	
	構造	— 造	
	階数	1 階建	
	延べ面積	1 m ²	
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)	○○市の建築物の消防法等の関係法令に基づく、防火に関する規定についての審査の補助 (計○件)、防火に関する指導の補助 (計○件) ← を行った。 ※150文字以内		

1件当たりの実施期間が1ヶ月に満たない業務を継続して行い、まとめて記入する場合、
 ・**担当件数**を入力する。

 認められない例	
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)	○○市の建築物の消防法等の関係法令に基づく、防火に関する規定についての審査の補助 (計○件)、防火に関する指導の補助 (計○件) ← を行った。 ← 実務経験期間内に行った件数の記載が無い。

 証明者に確認する例	
実務経験の対象となる業務	選択 * 消防長又は消防署長が建築基準法第93条第1項の規定によって...
開始年月～終了年月	2021(R3) 年 4 月 ~ 2023(R5) 年 3 月
物件の名称等	消防同意における審査・指導補助
延べ面積	1 m ²
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)	○○市の建築物の消防法等の関係法令に基づく、防火に関する規定についての審査の補助 (計2件) ← ← 実務経験年数と比較して、件数が少ないと判定した場合、証明者に対して確認することがあります。

<p>実務経験の良い例 となる業務</p>		<p>選択 ・ 法律に基づき行う認定・審査・判定を行う業務 ・ 長期…</p>	
開始年月～終了年月	-年- 年 -月- 月 ~ -年- 年 -月- 月	建築実務の割合	100 %
<p>0年0ヶ月 重複期間は自動で減ぜられます</p>			
物件の名称等	<p>法律に基づく認定・審査及び判定 ← 業務の内容を簡潔に入力する。</p>		
物件の所在地 (市区町村までは記入)	-		
工事種別	-		
物件情報	用途	-	
	構造	-	
	階数	1 階建	
	延べ面積	1 m ²	
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)	<p>〇〇市の建築物の、長期優良住宅の認定及び建築物省エネ法に基づく届出に係る審査の補助を担当した。長期優良住宅の認定業務において、申請書類による認定審査等の補助(計〇件) 建築物省エネ法に基づく届出に係る審査業務において、届出書類の審査の補助(計〇件)</p> <p>※150文字以内</p>		

1件当たりの実施期間が1ヶ月に満たない業務を継続して行い、まとめて記入する場合、
・ 担当件数
を入力する。

△ 認められない例

実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)	<p>〇〇市の建築物の、長期優良住宅の認定及び建築物省エネ法に基づく届出に係る審査の補助を担当した。長期優良住宅の認定業務において、申請書類による認定審査等の補助。建築物省エネ法に基づく届出に係る審査業務において、届出書類の審査の補助。</p>
--------------------------------	--

実務経験期間内に行った件数の記載が無い。

△ 証明者に確認する例

<p>実務経験の対象となる業務</p>		<p>選択 ・ 法律に基づき行う認定・審査・判定を行う業務 ・ 長期…</p>	
開始年月～終了年月	2020(R2) 年 9 月 ~ 2023(R5) 年 3 月	建築実務の割合	100 %
<p>2年7ヶ月 重複期間は自動で減ぜられます</p>			
物件の名称等	法律に基づく認定・審査及び判定		
物件の所在地	-		
延べ面積	1 m ²		
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)	<p>〇〇市の建築物の、長期優良住宅の認定及び建築物省エネ法に基づく届出に係る審査の補助を担当した。(計2件)</p> <p>実務経験年数と比較して、件数が少ないと判定した場合、証明者に対して確認することがあります。</p> <p>※150文字以内</p>		

<p>実務経験 良好例 となる業務</p>		<p>選択 *住宅行政（建築物に直接関係する業務に限る。国の職員としての…</p>	
開始年月～終了年月	2022(R4) 年 7 月 ~ 2022(R4) 年 11 月	建築実務の割合	100 %
<p>0年5ヶ月 重複期間は自動で減ぜられます</p>			
物件の名称等	<p>特定空き家等の判定</p> <p>← 業務の内容を簡潔に入力する。</p>		
物件の所在地 (市区町村までは記入)	-		
工事種別	-		
物件情報	用途	-	
	構造	-	
	階数	1 階建	
	延べ面積	1 m ²	
<p>1 件当たりの実施期間が 1 ヶ月に満たない業務を継続して行い、まとめて記入する場合、 ・ 担当件数 を入力する。</p>			
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)	<p>〇〇市における特定空き家等の可能性が高い建築物について、対象建築物の老朽度や危険度等のチェック等の業務を担当した (計〇件)。</p> <p>※150文字以内</p>		

<p>△ 認められない例</p>			
開始年月～終了年月	2015(H27) 年 3 月 ~ 2015(H27) 年 8 月	建築実務の割合	100 %
<p>0年6ヶ月 重複期間は自動で減ぜられます</p>			
物件の名称等	特定空き家等の判定		
物件の所在地	-		
延べ面積	1 m ²		
<p>住宅行政に関する実務は、B期間「平成20年11月28日～令和2年2月29日」は対象外です。</p>			
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)	<p>〇〇市における特定空き家等の可能性が高い建築物について、対象建築物の老朽度や危険度等のチェック等の業務を担当した。</p> <p>実務経験期間内に行った件数の記載が無い。</p> <p>※150文字以内</p>		

<div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;"> ◎ 実務経験の良い例 となる業務 </div>		<div style="background-color: #2c3e50; color: white; padding: 5px; display: inline-block;"> 選択 *都市計画行政（具体的な建築物の整備等に係る業務に限る。国の… </div>	
開始年月～終了年月	2020(R2) 年 7 月 ~ 2021(R3) 年 3 月	建築実務の割合	100 %
		0年9ヶ月 重複期間は自動で減ぜられます	
物件の名称等	○○市街地再開発事業 <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> 業務の内容を簡潔に入力する。 </div>		
物件の所在地 (市区町村までは記入)	○○県○○市○○-○○ <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> 担当した地域、区画の住所を入力する。 </div>		
工事種別	—		
物件情報	用途	—	
	構造	— 造	
	階数	1 階建	
	延べ面積	1 m ²	
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)	○○市街地再開発事業の施設建築物基本計画において、施行区域の建築物の現況調査（用途、面積、階数、築年数等）、および施設の整備計画案（配置、平面、立面）の検討、図面作成等の補助を担当した。 <div style="text-align: right; font-size: x-small;">※150文字以内</div>		

<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> ▲ 認められない例 </div>			
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)	○○市において、建築基準法42条1項5号に定める道路の位置指定を担当した。(全10件) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> 建築物と密接に関係のない業務は、建築実務の対象外です。 </div>		

<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> ▲ 認められない例 </div>			
開始年月～終了年月	2013(H25) 年 4 月 ~ 2014(H26) 年 1 月	建築実務の割合	100 %
		0年10ヶ月 重複期間は自動で減ぜられます	
物件の名称等	○○再開発事業		
物件の所在地 (市区町村までは記入)	○○県○○市○○-○○ <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> 都市計画行政に関する実務は、B期間「平成20年11月28日～令和2年2月29日」は対象外です。 </div>		
工事種別	—		
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)	○○市街地再開発事業の施設建築物基本計画において、施行区域の建築物の現況調査（用途、面積、階数、築年数等）、および施設の整備計画案（配置、平面、立面）の検討、図面作成等の補助を担当した。 <div style="text-align: right; font-size: x-small;">※150文字以内</div>		

例① 同一の勤務先において、申請する建築実務が9件以上ある場合の記入例

3. (3) (p.15) へ戻る

(8)

同一の勤務先において申請する実務が9件以上ある場合は、(1)～(7)まで物件ごとに入力したうえで、8件目以降を(8)の入力欄にまとめて入力する。

実務経験の対象となる業務	<input checked="" type="checkbox"/> ①令和2年3月以降 <input checked="" type="checkbox"/> ②平成20年12月～令和2年2月 <input type="checkbox"/> ③平成20年11月以前
建築工事の種類	1.建築一式工事
開始年月～終了年月	2015(H27) 年 4 月 ～ 2020(R2) 年 12 月
物件の名称等	住宅、マンションなどの新築工事・改修工事の施工管理
物件の所在地 (市区町村までは記入)	-
工事種別	-
用途	-
構造	-
階数	1 階建
延べ面積	1 ni (数字を区切るためのカンマは入力できません)
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)	① 平成27年4月から令和2年12月までの5年9ヶ月間は、専用住宅、集合住宅等の建築一式工事及び大工工事の施工管理を20件担当した。 ② ③

良い例

まとめで入力する場合は、入力する期間に認められない実務経験が含まれないように注意する。実務経験要件はP27～32を参照

業務の内容を簡潔に入力する。

(8)の入力欄に8件目以降の物件をまとめて入力する場合は、
・物件の所在地、工事種別、用途、構造：「— (ダッシュ)」
・階数、延べ面積：「1」を入力する。

(8)の入力欄に8件目以降の物件をまとめて入力する場合は、「実務経験の対象となる業務の内容」欄に、
①経験期間
②業務内容
③期間内に担当した件数
を入力する。記入が無い実務経歴書は再提出となります。

※150文字以内

建築実務の割合が100%以外の場合

実務経験の対象となる業務	<input checked="" type="checkbox"/> ①令和2年3月以降 <input checked="" type="checkbox"/> ②平成20年12月～令和2年2月 <input type="checkbox"/> ③平成20年11月以前
建築工事の種類	1.建築一式工事
開始年月～終了年月	2015(H27) 年 7 月 ～ 2020(R2) 年 4 月
物件の名称等	住宅、マンションなどの新築工事・改修工事の施工管理
物件の所在地 (市区町村までは記入)	-
工事種別	-
用途	-
構造	-
階数	1 階建
延べ面積	1 ni (数字を区切るためのカンマは入力できません)
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)	平成27年7月から令和2年4月までの4年10ヶ月間は、専用住宅・集合住宅等の建築一式工事、大工工事の施工管理を23件担当した。(ただし、この期間中の建築実務の割合は80%)

建築実務の割合 80%

3年10.4ヶ月 重複期間は自動で減ぜられます

入力する期間に、認められない実務経験があり、期間中の建築実務の割合が100%以外である場合は、「実務経験の対象となる業務の内容」欄にはそのままの期間を記入しつつ、末尾にその期間中の建築実務の割合を入力する。

※150文字以内

△ 認められない例

実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)	平成30年5月から令和3年3月までの2年11か月間は、専用住宅・集合住宅の建築一式工事の施工管理を担当した。 件数の記載が無い。
-----------------------------	---

※1

例⑫ 期間が1ヵ月に満たない実務を継続して実施していた場合の記入例

3. (3) (p.15) へ戻る

期間が1ヵ月に満たない実務を継続して行った場合は、1つの欄にまとめて入力することが可能です。ただし、まとめて入力できるのは同一の実務に限ります。

例⑫-1 2週間程度の建築物の積算業務を継続して行っていた場合

 良い例 <small>実務経験となる業務</small>		選択 * 建築積算関連業務（単なる計算業務を除く。）（建築士事務…
開始年月～終了年月	2022(R4) 年 4 月 ~ 2023(R5) 年 3 月	建築実務の割合 100 % 1年0ヶ月 重複期間は自動で減ぜられます
物件の名称等	XX事務所ビル	
物件の所在地 (市区町村までは記入)	〇〇県〇〇市	継続して行った期間内の代表的な物件情報を入力する。
工事種別	新築工事	
物件情報	用途	事務所ビル
	構造	RC 造
	階数	3 階建
	延べ面積	500 m ²
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)	事務所ビルの新築工事において、設計図書に基づき積算業務を実施した。1件当たりの実施期間：約2週間。同様の業務を20件担当し、1年0ヶ月実施。 ① 1件当たりの平均的な実施期間 ② 担当した件数 ③ 合計の実施期間を記入する。 ※150文字以内	

例⑫-2 確認審査等に関する実務を継続して行った場合

 良い例 <small>実務経験となる業務</small>		選択 * 建築基準法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する業…
開始年月～終了年月	2021(R3) 年 3 月 ~ 2021(R3) 年 12 月	建築実務の割合 100 % 0年10ヶ月 重複期間は自動で減ぜられます
物件の名称等	確認審査等に関する実務	業務の内容を簡潔に入力する。
物件の所在地 (市区町村までは記入)	〇〇県〇〇市	
工事種別	—	
物件情報	用途	—
	構造	— 造
	階数	1 階建
	延べ面積	1 m ²
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)	設計図書（平面図・立面図・断面図等）に基づき建築基準法に規定する確認審査の業務を令和3年3月～12月までの10か月間に〇〇件行い、確認済証を発行した。また同一時期に中間検査を20件、竣工検査を〇〇件行い、検査済証を発行した。 ① 継続して行った期間 ② 実務経験期間内に行った実務件数を入力する。 ※150文字以内	



実務経験年数と記載された実務内容を比較して、年数の割に業務量が少ないと判定した場合は、実務経歴証明者に対して確認することがあります。

証明者に確認する例

実務経験の対象 となる業務	建築積算関連業務（単なる計算業務を除く。）（建築士事務…		
開始年月～終了年月	2020(R2) 年 4 月 ~ 2023(R5) 年 3 月	建築実務の割合	100 %
物件の名称等	〇〇邸		
物件の所在地 (市区町村までは記入)	〇〇県〇〇市		
工事種別	新築工事		
物件情報	用途	専用住宅	
	構造	木 造	
	階数	2 階建	
	延べ面積	150 m ²	
実務経験の対象 となる業務の内容 (できるだけ具体的に)	専用住宅の新築工事において、設計図書に基づき積算業務を実施した。		

※150文字以内

実務経験年数と比較して、件数が少ないと判定した場合、証明者に対して確認することがあります。

継続して行った期間、実務経験期間内に行った実務件数の記載が無い。

証明者に確認する例

実務経験の対象 となる業務	建築基準法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する業…		
開始年月～終了年月	2020(R2) 年 4 月 ~ 2023(R5) 年 3 月	建築実務の割合	100 %
物件の名称等	確認審査等に関する実務		
物件の所在地 (市区町村までは記入)	〇〇県		
工事種別	—		
物件情報	用途	—	
	構造	— 造	
	階数	1 階建	
	延べ面積	1 m ²	
実務経験の対象 となる業務の内容 (できるだけ具体的に)	確認審査業務において、確認申請書、その他必要図書の構造審査の補助を担当した。(全3件)		

※150文字以内

実務経験年数と比較して、件数が少ないと判定した場合、証明者に対して確認することがあります。

II. 実務経歴証明書の記入例

4. (p.16) へ戻る

例① 建築実務を経験した勤務先名が在職当時と現在とで異なる場合

実務経歴書の「建築実務を経験した勤務先情報」欄には、当時の社名を入力してください。実務経歴証明書には、現在の社名を入力してください。吸収合併等により変更しているも同様で、合併先・吸収先・事業承継先となった法人・会社の社名を入力してください。

・在職当時は「株式会社××工務店」で、現在は「〇〇建設株式会社」に変わっている場合

実務経歴書 建築実務を経験した勤務先情報	
建築実務を経験した勤務先名*	株式会社××工務店 建築実務を経験した当時の勤務先名を入力
部課名*	工事部
勤務先の属性*	建築士事務所以外の法人・会社
郵便番号	〒 102 - 0004 住所自動検索

実務経歴証明書	
法人名 会社名	〇〇建設株式会社 現在の社名を入力する。
建築士事務所登録番号 ※勤務先が建築士事務所の場合のみ	都道府県 --都道府県-- 登録番号
証明者氏名	氏 試験 名 一郎
役職名	代表取締役社長 証明者は、 現在 役職を務めている者とする。既に現在は退任、退職している当時の代表者、建築士は証明者として認められません。
受験申込者と証明者の関係	受験申込者が所属する/していた法人の現代表者
証明者の建築士免許登録番号 ※証明者が建築士の場合のみ	免許種別 --選択してください-- 免許番号
担当者	部署 人事部 氏名 氏 技術 名 次郎 電話番号 03 - 0000 - 0000
特記事項 ※勤務先名が吸収合併などで変更している場合は記入してください。	令和元年に吸収合併により社名変更。 「株式会社××工務店」から「〇〇建設株式会社」へ変更。

勤務先名が変更している内容、社名変更の履歴を入力する。

4. (p.16) へ戻る

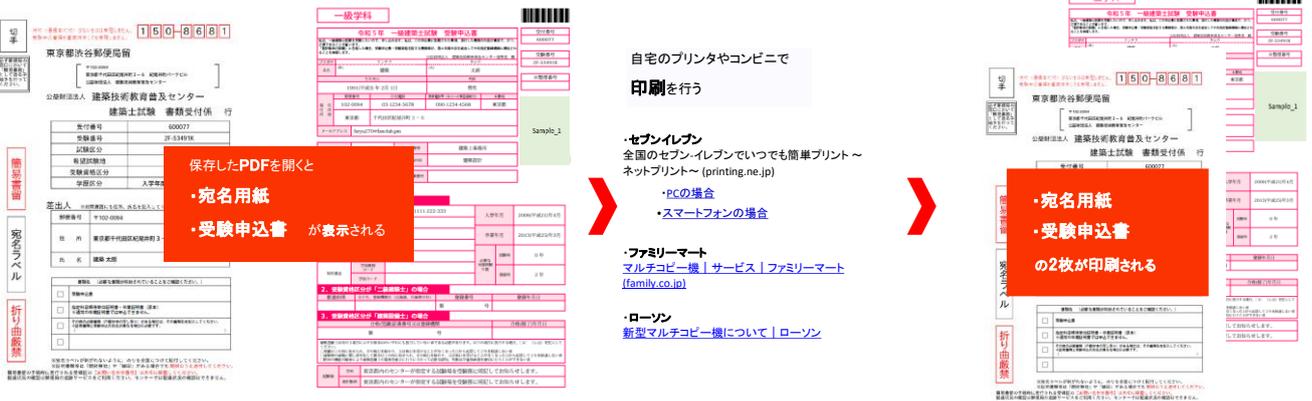
① 建築士試験マイページにログイン



② 宛名等書類ダウンロードボタンを押して、PDFをダウンロード



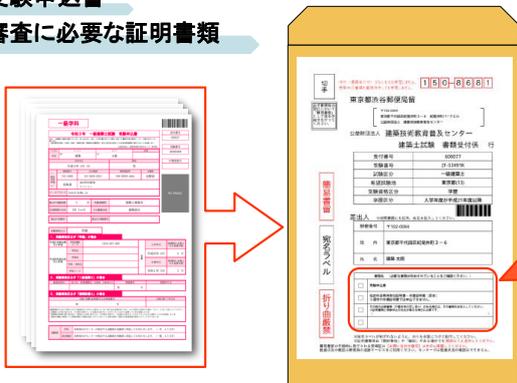
印刷(カラー印刷推奨)



③ 宛名用紙を封筒に張り付ける

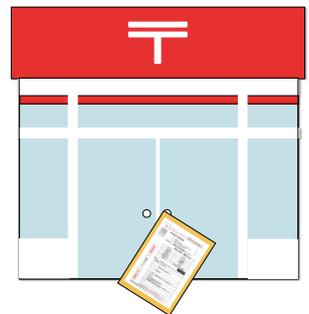
④ 封筒に以下を同封

- ・受験申込書
- ・審査に必要な証明書類



⑤ 同封物を再度確認

⑥ 郵便局にて「簡易書留」で提出期限(消印有効)までに郵送



(参考) コンビニエンスストアでの印刷の行い方 (各リンクから確認できます。)

- ・セブンイレブン：PCの場合
スマホの場合
- ・ファミリーマート：マルチコピー機
- ・ローソン：マルチコピー機

資料5 実務経歴書の入力画面のイメージ・入力上の注意事項



■実務経歴をまとめて入力するときの注意事項■

実務経歴書は担当した物件・案件ごとに新しい順に(1)～(8)まで入力し、作成する必要があります。原則※、(8)以外の入力欄にまとめて入力することは認められません。同一の勤務先において申請する実務が9件以上ある場合は(1)～(7)の入力欄までは1件ずつ記載し、残りの物件を(8)の入力欄にまとめて記載してください。

※期間が1ヶ月に満たない実務を継続して実施した場合を除く。(⇒ガイドブックp.49)

(1) ← 申請する建築実務を担当した物件、案件ごとに、(1)から**新しい順**に入力を進める。

実務経験の対象となる期間 ①令和2年3月以降 ②平成20年12月～令和2年2月 ③平成20年11月以前

実務経験の対象となる業務 *建設業法別表第一に掲げる建築一式工事の施工管理・原則として元請が実施する施工の技術上の管理(施工管理業務は一つの工種を担当する業務を含む。また特定の工種でなく品質管理・工程管理・安全管理等を担…)

建築工事の種類 1.建築一式工事

開始年月～終了年月 2023(R5)年 4月～2024(R6)年 3月

物件の名称等 Aマンション

物件の所在地(市区町村までは記入) ○○県○○市

工事種別 新築工事

用途 共同住宅

構造 鉄筋コンクリート

階数 5階建

延べ面積 3㎡(数字を区切

実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に) 共同住宅の新築工事において、建築一式工事の施工管理のうち、全工程の工事(基礎工事から内装仕上工事)を担当した。 *150文字以内

【物件の名称等】
守秘義務等の都合で具体的に記載できない場合は、イニシャル等で入力する。

【物件の所在地】
守秘義務等の都合で具体的に記載できない場合でも、市区町村名までは入力する。

【物件情報】
具体的な情報を入力する。わからない場合は実務経歴として認められません。

【実務経験の対象となる業務の内容】
具体的な情報を入力する。単語の羅列や「改修工事」「リフォーム工事」等の業務内容が不明な表現は実務経歴として認められません。

(2) ← (1)の入力を全て完了させないと、(2)は、展開できません。

実務経験の対象となる期間 ①令和2年3月以降 ②平成20年12月～令和2年2月 ③平成20年11月以前

実務経験の対象となる業務 ・内装仕上工事(建築物の改修に係るものであり、次のいずれかに該当するものに限る。建築物の構造躯体まで露出させるもの・仕上げ材の下地調整に関わるもの・間仕切り壁の設置で、床・天井…)

建築工事の種類 1.建築物の構造躯体まで露出させるもの

開始年月～終了年月 2023(R5)年 1月～2023(R5)年 3月

物件の名称等 B邸

物件の所在地(市区町村までは記入) ○○県○○市

工事種別 改修工事

用途 専用住宅

構造 木造

階数 3階建

延べ面積 200㎡(数字を区切るためのカンマは入力できません。)

(6)

実務経験の対象となる期間	<input checked="" type="radio"/> ①令和2年3月以降 <input type="radio"/> ②平成20年12月～令和2年2月 <input type="radio"/> ③平成20年11月以前		
実務経験の対象となる業務	<input type="button" value="選択"/>	*建設業法別表第一に掲げる建築一式工事の施工管理・原則として元請が実施する施工の技術上の管理（施工管理業務は一つの工種を担当する業務を含む。また特定の工種でなく品質管理・工程管理・安全管理等を担…	
建築工事の種類	2.大工工事		
開始年月～終了年月	2021(R3)年 1月 ~ 2021(R3)年 6月	建築実務の割合 100%	0年6ヶ月 重複期間は自動で減ぜられます
物件の名称等	F棟邸		
物件の所在地 (市区町村までは記入)	〇〇県〇〇市		
工事種別	新築工事		
物件情報	用途	専用住宅	
	構造	木造	
	階数	1階建	
	延べ面積	150㎡ (数字を区切るためのカンマは入力できません。)	
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)	専用住宅の新築工事において、着工から竣工までの全工程における、大工工事の施工管理を行った。		

【実務を行った期間が重複する場合】
 重複する期間はどちらか一方に計上される。重複して入力しても自動で減ぜられます。
 例：(6)と(7)で2021年1月～6月が重複しているため、(7)では2021年7月～12月の分しか計算されない。

(7)

実務経験の対象となる期間	<input checked="" type="radio"/> ①令和2年3月以降 <input type="radio"/> ②平成20年12月～令和2年2月 <input type="radio"/> ③平成20年11月以前		
実務経験の対象となる業務	<input type="button" value="選択"/>	*建設業法別表第一に掲げる建築一式工事の施工管理・原則として元請が実施する施工の技術上の管理（施工管理業務は一つの工種を担当する業務を含む。また特定の工種でなく品質管理・工程管理・安全管理等を担…	
建築工事の種類	1.建築一式工事		
開始年月～終了年月	2021(R3)年 1月 ~ 2021(R3)年 12月	建築実務の割合 100%	0年6ヶ月 重複期間は自動で減ぜられます
物件の名称等	G事務所		
物件の所在地 (市区町村までは記入)	〇〇県〇〇市		
工事種別	新築工事		
物件情報	用途	事務所	
	構造	鉄筋コンクリート造	
	階数	5階建	
	延べ面積	2000㎡ (数字を区切るためのカンマは入力できません。)	
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)	事務所の新築工事において、建築一式工事の施工管理のうち、全工程の工事（基礎工事から内装仕上工事）を担当した。		

- ・ (8) でまとめ書きする時の入力方法は [こちら](#) を参考してください。
- ・ (8) は、①、②、③の期間を通して入力できますが、「実務経験の対象となる業務」が特定の期間において実務経験ならないものが含まれている場合は、実務経験年数に数えられませんので注意してください。(例 ②平成20年12月～令和2年2月の期間において、「内装仕上げ工事」を選択している場合は実務経験になりません。(内装仕上げ工事は①、③の期間のみ実務経験となる))

(8) (1) ~ (7) までに入力が無い場合は、8件目でまとめ書きできません

実務経験の対象となる期間	<input checked="" type="checkbox"/> ①令和2年3月以降 <input checked="" type="checkbox"/> ②平成20年12月～令和2年2月 <input type="checkbox"/> ③平成20年11月	<p>入力する期間に、認められていない実務経験が含まれていないか注意する。期間中に認められていない実務経験がある場合は、建築実務の割合を減らす。</p> <p>例：平成20年12月～令和2年2月の「建築一式工事に該当しない工事の施工管理」は実務経験として認められていません。</p> <p>(参考)実務経験要件について (PDF)</p>	
実務経験の対象となる業務	<input type="button" value="選択"/> * 建築一式工事、大工工事、建築設備の設置工事の施工の技術上の立場の実務]		
建築工事の種類	1 建築一式工事		
開始年月～終了年月	2015(H27) 年 4 月 ~ 2020(R2) 年 12 月	建築実務の割合 80 % 4年7.2ヶ月重複期間は自動で減ぜられます	
物件の名称等	住宅、マンションなどの新築工事・改修工事の施工管理	(8) の入力欄に8件目以降の物件をまとめて入力する場合は、業務の内容を簡潔に入力する。	
物件の所在地 (市区町村までは記入)	-		
工事種別	-		
物件情報	用途	-	(8) の入力欄に8件目以降の物件をまとめて入力する場合は、次のとおり。 ・物件の所在地、工事種別、用途、構造：「- (ダッシュ)」 ・階数、延べ面積：「1」
	構造	-	
	階数	1 階建	
	延べ面積	1 m ² (数字を区切るためのカンマは入力できません。)	
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)	①平成27年4月から令和2年12月までの4年7.2ヶ月間(割合80%)は、専用住宅、集合住宅等の建築一式工事、大工工事の施工管理を2.0件担当した。② ③期間中に建築実務にならない各部工事等の施工管理を20%ほど行ったので80%としている。④ ※150文字以内		

(8) の入力欄に8件目以降の物件をまとめて入力する場合は、「実務経験の対象となる業務の内容」欄に、

- ①経験期間
- ②業務内容
- ③期間内に担当した件数
- ④建築実務の割合(割合が100%以外の場合のみ)

を入力する。適切な入力がない場合は、実務経験として認められません。

資料6 実務経歴書・実務経歴証明書に対する多い不備内容



実務経歴書が以下の内容に該当していないか**必ず確認してください**。
該当する場合は、修正してください。受験資格が付与されない場合があります。



実務経歴証明書

①証明者及び担当者が適切に入力されていない

確認が取れない証明者及び担当者を入力している場合、勤務先に応じた適切な証明者となっていない場合
受験申込者本人を証明者又は担当者としている場合は、受験資格が付与されません。

実務経歴書

②古い物件順に入力されている

実務経歴書の(1)～(8)は、古い物件順ではなく、新しい物件順に入力してください。

③用途、構造、階数、延べ面積が適切に入力されていない

延べ面積が1㎡、構造、階数が未記入の物件は、建築実務として認められません。設計、積算、工事監理、
施工管理、営繕業務、具体的な建築物に係る技術開発業務等の建築物を直接扱う業務では必ず入力してください。(不明な場合は建築実務として認められません。)

④記述が単語のみ、単語の羅列になっている

記述は、単語のみ又は単語の羅列ではなく、わかりやすく説明した文章としてください。

「何の建築物の何の工事種別において何の工事の何を担当した」かを明確にしてください。

⑤(8)以外にまとめ書きをしている

(1)～(7)の欄にはまとめ書きできません。(1件当たりの建築実務の期間が1か月以内を除く。)

⑥(8)にまとめ書きする場合に、適切に期間、件数が入力されていない

(8)にまとめ書きする場合は、(1)～(7)までの期間・件数を除いて入力してください。

⑦リフォーム、リノベーション等の改修工事について、対象と作業内容が明示されていない

「リフォームを行った」「リノベーションを行った」のみでは、どのような業務か不明確なので建築実務として認められるか判断できません。改修した具体的な工事の部分・内容を明確してください。

⑧施工管理の場合、「施工管理」の記述が「工事監理」、「指導監督」となっている

「工事監理」、「指導監督」は「建築士事務所」の業務となりますので、適切に「施工管理」と入力してください。

⑨業務内容が明示されていない(設計業務の例)

「設計業務を行った」のみでは、実務の内容が不明瞭ですので、建築実務として認められるか判断できません。基本設計、実施設計を行ったのか、どのような図面を作成したのかを明確にしてください。

⑩「検査の立会い」「客先説明」「取付け作業」等の内容が入力されている

立会い、説明、単純な取付け作業等は、建築実務として認められません。入力している場合は、入力を削除し建築実務の割合を減らしてください。「エアコン設置工事や配管、配線等の建築設備の工事を伴わないバス、トイレ、キッチン等の住宅設備の付け替え」等は単純な付替え作業に当たります。

⑪ダム、トンネル、橋等の土木工作物に対する実務経験が入力されている

土木工作物に対する実務は、建築実務として認められません。

ただし、「ダムの管理棟」「トンネルの管理室、設備室」等については、部分的に建築実務として認められますので、対象部分がわかるようしうえで、建築実務の割合を考慮し、入力してください。

⑫工場、浄水場、発電所、熱供給施設等の事業用に係る部分(生産設備等)が入力されている

生産設備等の事業用の部分は、建築実務として認められません。

ただし、生産設備等の事業用の部分以外の「浄水場の管理棟」「発電所の建屋部分」等は、建築実務として認められますので、建築実務の割合を考慮しうえで、対象部分がわかるように入力してください。

⑬実務経験とならない要件が入力されている

実務を行った時期によっては、建築実務として認められないものがありますので「実務経験に該当する例」をよく確認してください。(施工管理における専門工事、官公庁等における建築行政、建築に関するセールスエンジニア等は、建築実務として認められる期間と認められない期間があります。)